

(案)

令和 3 年 2 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

山形県男女共同参画審議会  
会長 伊藤 真知子

次期「山形県男女共同参画計画」の策定について（答申）

令和 2 年 9 月 11 日付け若男女第 204 号で諮問ありましたこのことについて、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。



# **「山形県男女共同参画計画」**

## **(案)**

**(計画期間：令和3年度～令和7年度)**

**令和3年2月17日現在**  
**山 形 県**



## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の位置づけ	2

### 第2章 前計画の取組みの推進状況

1 男女共同参画に関する意識	3
2 各分野における「指導的地位」に占める女性の割合	4
3 男女共同参画関係指標と主な取組み	5

### 第3章 現状と課題

1 社会情勢の変化	6
2 女性の政策・方針決定過程への参画	7
3 雇用等における男女の均等な機会・待遇	10
4 仕事と家事・育児・介護等の両立	12
5 安全安心な暮らし	14

### 第4章 男女共同参画推進の基本的な考え方・施策体系

1 男女共同参画推進の基本的な考え方	18
2 基本理念	18
3 施策の体系	19

### 第5章 基本の柱ごとの施策の方向と主な施策

#### 基本の柱 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向 1 教育・メディア等を通した男女双方の意識改革、理解の促進	20
施策の方向 2 若年女性が幸せに暮らし働き続けることができる山形県の魅力の創出・発信	23
施策の方向 3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進	26

#### 基本の柱 II いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり

施策の方向 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	29
施策の方向 5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワークライフ・バランスの実現	32
施策の方向 6 家庭・地域における男女共同参画の推進	35

### **基本の柱 III 安全・安心に暮らせる社会づくり**

施策の方向 7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	3 8
施策の方向 8 生涯を通じた健康支援	4 1
施策の方向 9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する 環境の整備	4 3

### **第6章 計画の推進体制**

1 推進体制の強化	4 6
2 市町村との連携強化	4 7
3 労使、国・県・市町村間の連携の強化	4 8
4 企業等との連携	4 8
5 N P Oや女性団体との連携	4 8
6 県民との対話・連携	4 8

### **第7章 数値目標**

1 数値目標の考え方	4 9
2 数値目標	4 9
3 計画の進捗状況の管理	5 0

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本県では、男女が性別にかかわりなく個人として尊重され、共に助け合い、喜びと責任を分かち合い、地域の未来を創り出していく社会をめざして、平成14年に制定した「山形県男女共同参画推進条例」に基づき、「山形県男女共同参画計画」を策定し、県民、事業者及び行政が連携しながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これまでの取組みを通して、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消の方向に向かっておりますが、社会全体としては、依然として女性の参画が進まない分野が多く、あらゆる分野における女性の参画を促進するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推し進めることが必要です。

この間、少子高齢化を伴う人口減少が加速しており、特に、若年女性を中心に、女性の県外への人口流出が男性を上回る状況が続いている、女性の定着・回帰に向け、女性にとっても魅力的な地域を作っていくことが喫緊の課題となっています。

また、今般の、新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規労働者やひとり親等の解雇や雇止め、家庭責任の偏りから離職せざるを得ない状況が生じるなど、女性の雇用や生活により大きな影響が出ており、平時からの男女共同参画の取組みの重要性が改めて明らかになりました。一方で、県内においても、テレワークやオンライン会議など、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、男女共に子育てや介護、家事を仕事と両立できる環境整備のスピードを上げる必要があります。

加えて、人生100年時代の到来、グローバル化の進展、デジタル化社会への対応など、私たちを取り巻く社会情勢の変化は大きくなっています。

これら男女共同参画に係る課題や、社会の様々な現状や背景も踏まえ、さらには、新型コロナウイルス感染症収束後の「新しい日常」をも見据ながら、持続可能で活力ある地域社会を維持していくためには、誰もが性別や年齢にかかわりなく、その個性や能力を十分に発揮できるよう、家庭における暮らしの中でも、また、職場や地域においても、互いを認め合い、共に助け合っていくことが大変重要です。

この計画は、本県における男女共同参画及び女性の職業生活における活躍を推進する指針として策定するものです。

なお、本計画は、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの理念と軌を一にするものです。

### 2 計画期間

「山形県男女共同参画計画」及び「山形県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の計画期間は、いずれも令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間とします。

### 3 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項及び「山形県男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく都道府県計画
- (2) 「女性活躍推進法」第6条第1項に基づく都道府県推進計画
- (3) 「第4次山形県総合発展計画」の男女共同参画分野における個別計画

## 第2章 前計画の取組みの推進状況

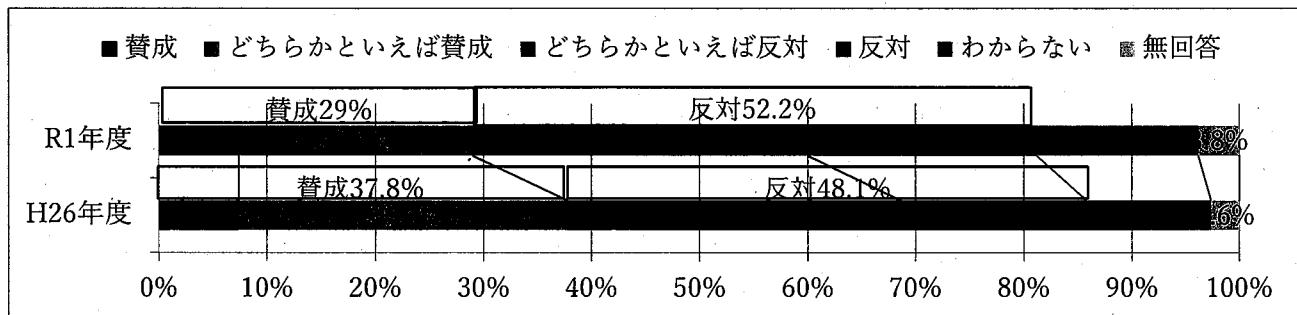
前計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）における取組みの状況は次のとおりです。

### 1 男女共同参画に関する意識

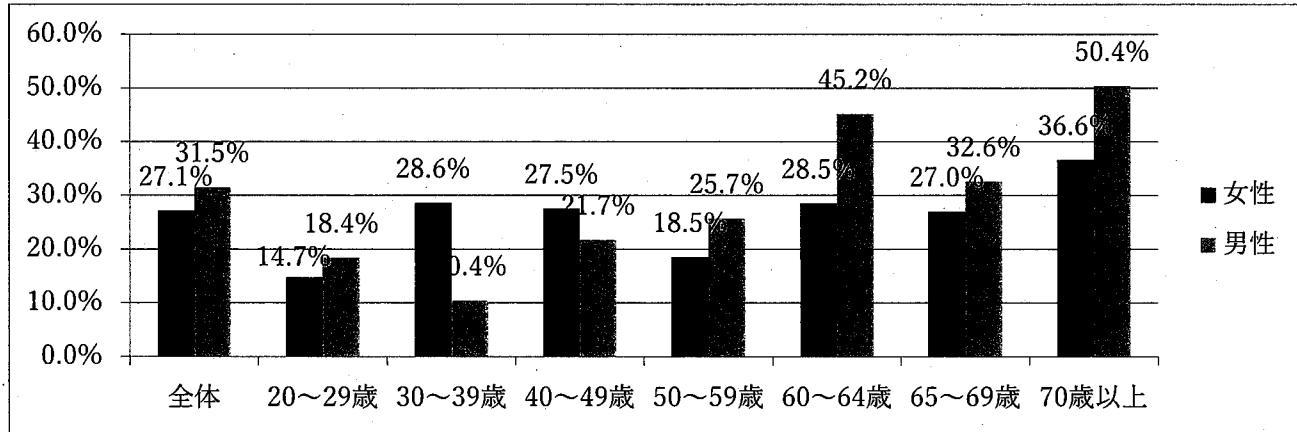
県が実施した「ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査（以下、「県民意識調査」という）」では、「夫は働き、妻は家庭を守る」という性別による固定的な役割分担意識については、県民意識調査を実施して以来、初めて「反対」が5割を超え、「賛成」が3割を下回りました。性別による固定的な役割分担意識（※）の解消に向けて、少しずつではありますが、前進していることが伺えます。一方で、3割の方が「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」と答えており、根強い性別役割分担意識が見られることから、引き続き、解消すべき課題となっています。

※ 性別による固定的な役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。

#### 【「夫は働き、妻は家庭を守る」という固定的役割分担意識（男女計）】



#### 【「夫は働き、妻は家庭を守る」という固定的役割分担意識（賛成・年代別）】



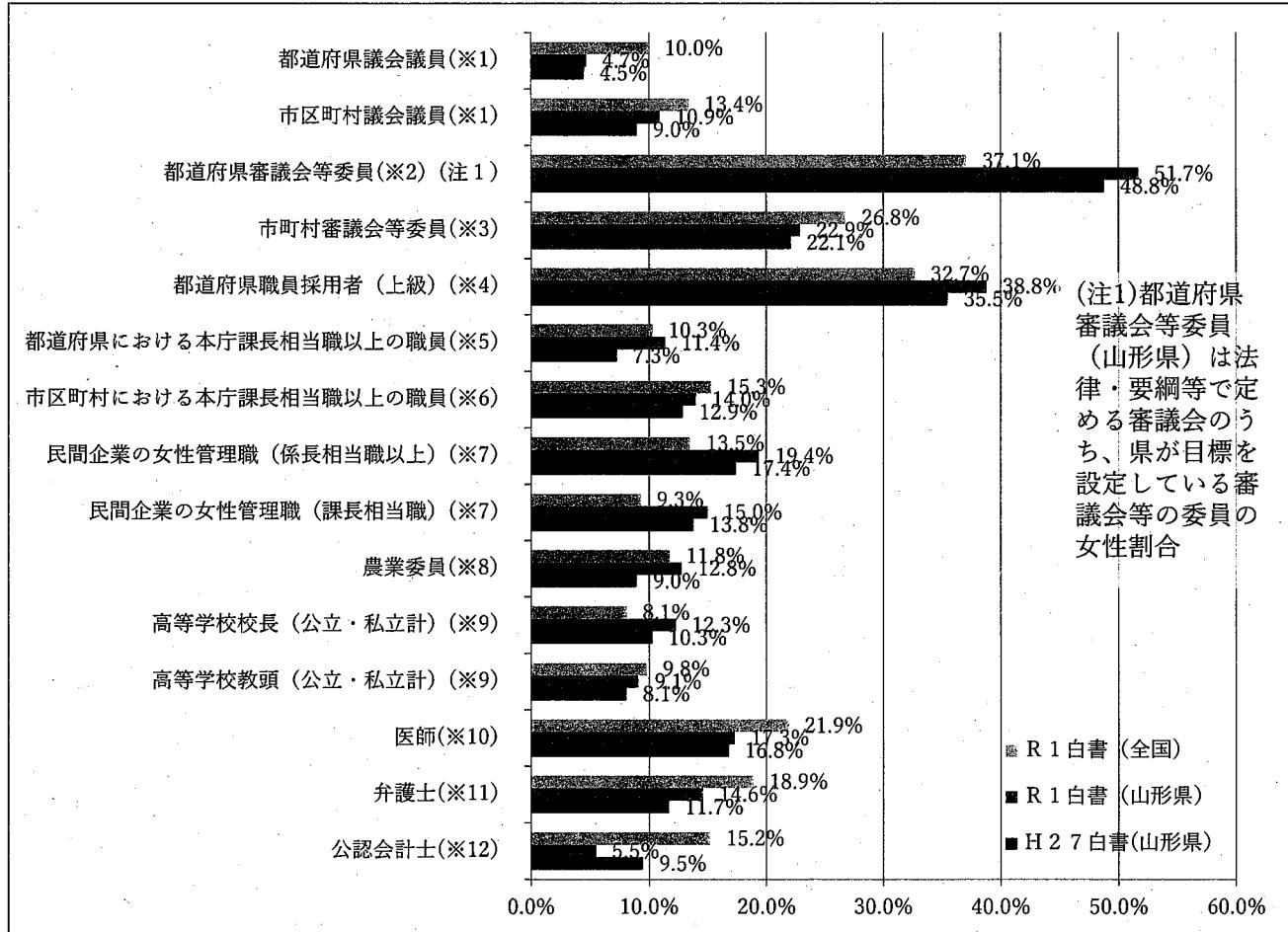
(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

## 2 各分野における「指導的地位」に占める女性の割合

各分野における「指導的地位」に占める女性の割合については、増加の傾向にあります。

しかし、全国に比べると、政治や医師、弁護士、公認会計士等の分野で女性の割合が低く、引き続き、女性の人材育成等、女性の参画拡大に取り組む必要があります。

【各分野における「指導的地位」に占める女性の割合】



(※1) 地方公共団体の議員及び長の所属党派人員調等 (H30. 12. 31 現在)、(H26. 12. 31 現在)

(※2、3) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（調査時点は原則として H31. 4. 1 現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある）、(H27. 4. 1 現在)

(※4) 採用期間 H30. 4. 1～H31. 3. 31 が対象、採用期間 H26. 4. 1～H27. 3. 31

(※5、6) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況（調査時点は原則として H31. 4. 1 現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある）、(H27. 4. 1 現在)

(※7) 雇用均等基本調査 (H30. 10. 1 現在)、(H25. 10. 1)、山形県労働条件等実態調査 (R1. 8. 31 現在)、(H27. 8. 31 現在)

(※8) 農業委員会及び都道府県農業会議実態調査 (H30. 10. 1 現在)、(H26. 10. 1 現在)

(※9) 学校基本調査 (R1. 5. 1 現在)、(H27. 5. 1 現在)

(※10) 医師・歯科医師・薬剤師調査 (H30. 12. 31 現在)、(H26. 12. 31 現在)

(※11) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ (R1. 9. 30 現在)、(H27. 9. 30 現在)、山形県弁護士会調べ (R2. 1 現在)、(H28. 1 現在)

(※12) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ (R1. 7. 31 現在)、(H27. 7. 31 現在)、日本公認会計士協会調べ (R2. 1. 31 現在)、(H28. 1 現在)

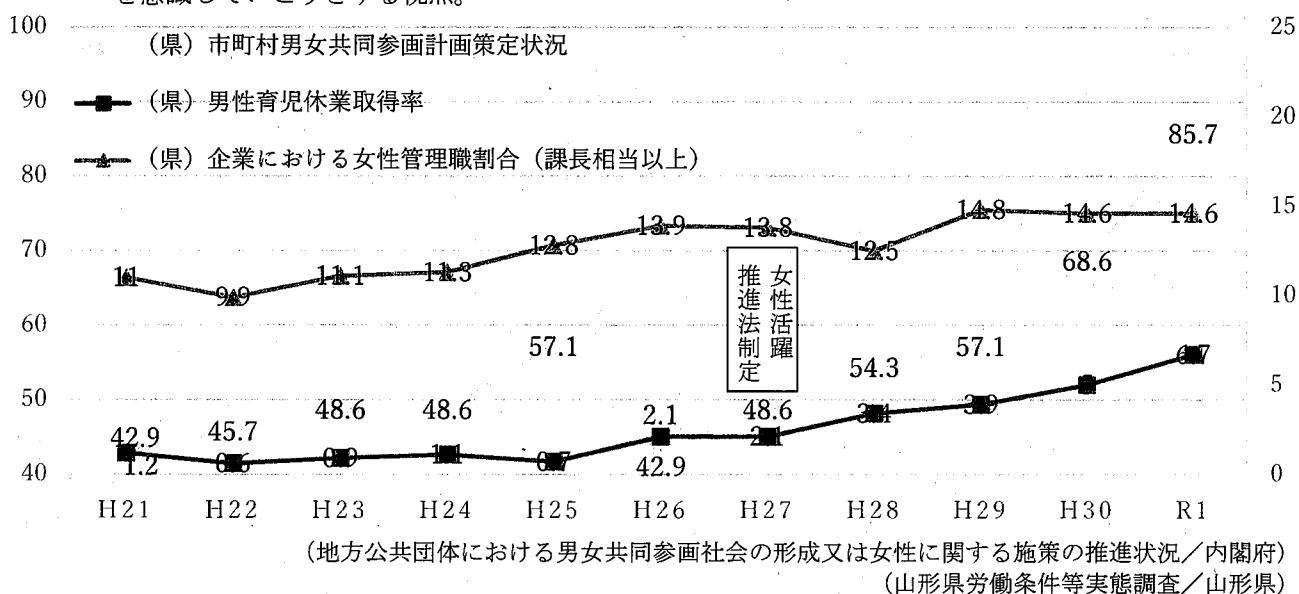
### 3 男女共同参画関係指標と主な取組み

市町村における男女共同参画計画の策定については、令和2年度までに100%の策定率を目指しております。令和元年度末では30市町村において計画が策定されています。

今後は、各市町村の計画に基づく取組みを後押ししていくほか、あらゆる分野へジェンダー（社会的性別）の視点（※）を反映させていくために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていく必要があります。

企業における女性管理職割合（課長相当以上）の目標値は21%（令和2年度）とし、平成29年度までは、緩やかに上昇していたところ、近年は同様の水準で推移しています。男性の育児休業取得率の目標値は13%（令和元年度）と、平成27年度以降、少しずつ上昇してきましたが、目標には届かず、男性の家事・育児・介護等への参画の一層の促進が必要です。

※ ジェンダーの視点：性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しているとする視点。



#### 【男女共同参画に関わる県の主な施策】

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
(H19～R1) やまがた子育て・介護応援いきいき企業（奨励金）											(R2) WLB 推進アドバイザー派遣
(H21) ワーク・ライフ・バランス推進協定締結 (H21～R1) ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰											
(H21～H23) ワーク・ライフ・バランス推進員				(H26) 輝く女性応援会議 in 山形、女性の活躍推進シンポジウム		(H27～) やまがたイクボス同盟		(H27～30) 女性管理職養成プログラム		(R1～) ウーマニクスで経済活性化塾、女性の新規就業支援・女性活躍支援事業	
			(H23～H25) ワーク・ライフ・バランストップセミナー					(H28) やまがた企業子宝率調査、コンサルティングモデル事業			
								(H26～) マザーズジョブサポート山形 (H29～) マザーズジョブサポート庄内			
								(H28～) 県男女共同参画推進員、やまがた女性活躍応援連携協議会			
								(H24～) デートDV 防止講座			

## 第3章 現状と課題

### 1 社会情勢の変化

#### 現状

##### (1) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の発生

自然災害や新興感染症の発生などの非常時には、平常時の社会課題が一層顕著になって現れます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大では、ひとり親家庭や妊婦など、女性がより大きな負の影響を受けました。女性は、非正規雇用やひとり親家庭の割合が高く、経済的に脆弱な場合が多いうえ、経済停滞による解雇や雇止め等、雇用・所得面に影響が強く現れています。子育てや介護等の負担増加も懸念されています。

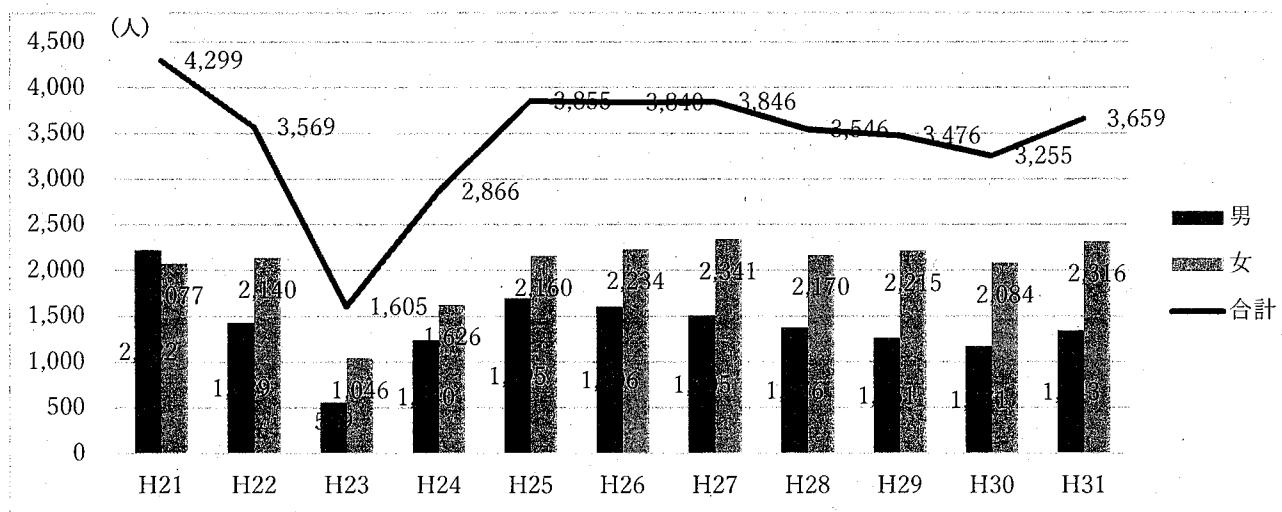
また、災害対応においては、意思決定過程に女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いが配慮されないといった課題が生じています。さらに、DVや性犯罪・性暴力の発生リスクが高まることも指摘されています。

##### (2) 若年女性の県外流出

平成22年以降、一貫して女性の人口流出が男性を上回り、高校卒業時と短大・大学卒業時に2つのピークがあり、近年は大卒時の転出傾向が顕著となっています。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」(令和2年3月)においては、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられています。その背景として、地方では、根強い固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在により、女性の意見が反映されにくく、活躍の場が見いだせないことや、企業経営者や管理職等の理解が足りず女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどが指摘されています。

【男女別県外転出超過者数の推移】



(山形県社会的移動人口調査／山形県)

## 課題

新型コロナウイルス感染症の拡大は、誰もが、仕事と家庭を両立させながら安心して暮らし、働き続けられる環境づくりの重要性を改めて明らかにしました。この間、全国的に進展した、テレワークや在宅勤務の普及は、男女ともに働く場所や時間の柔軟化をもたらし、特に、男性の家事・育児への参画を促す好機でもあります。本県でも、この機会を捉え、働き方改革と男性の家事・育児参画を一気に前進させることが重要です。

また、避難所運営など地域防災においては、女性が積極的に参画することについての理解と意識醸成を進め、防災分野の意思決定過程への女性の参画を促進していくことが必要です。

さらに、女性活躍を推し進め、若年女性の流出を抑えることは、女性本人の自己実現に加え、地域社会の担い手確保や多様な視点による生産性向上を通じて、本県の持続可能性の向上にもつながります。そのため、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアスを解消するとともに、十分な所得とやりがいが得られる仕事ができる女性にとっても魅力的な地域づくりを推し進めていく必要があります。

## 2 女性の政策・方針決定過程への参画

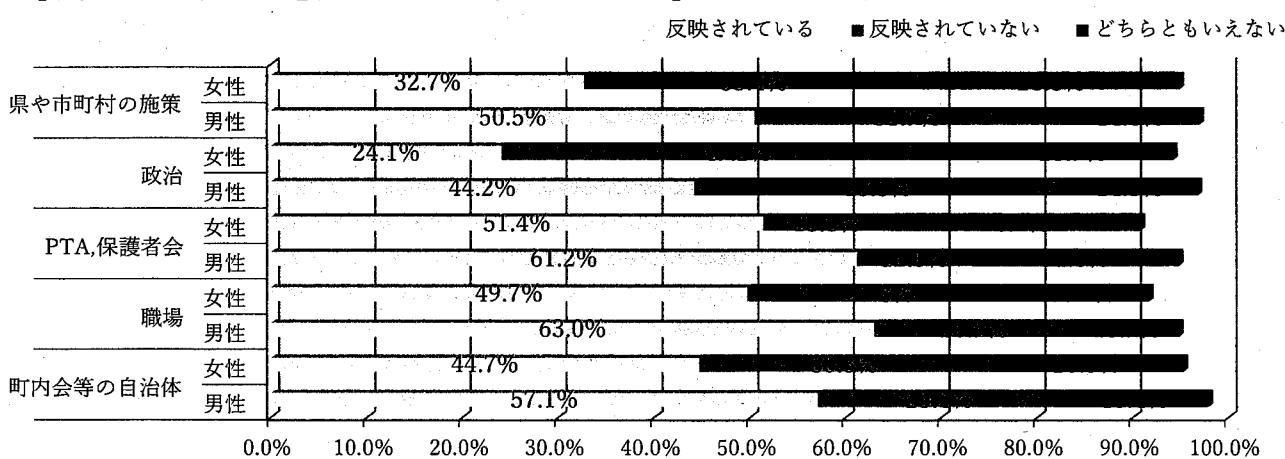
### 現状

#### (1) 各分野への女性の意見や考え方の反映状況

男性と女性を合わせた合計では、「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」を合わせた「反映されていない」は、「政治」が最も高く、次いで「県や市町村の施策」となっています。

いずれの項目も、男性の方が女性よりも「反映されている」と回答した割合が高く、「政治」では 20.1 ポイントの差があります。

#### 【各分野への女性の意見・考え方の反映について】



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

## (2) 市町村審議会・自治会長・都道府県防災会議に占める女性の割合

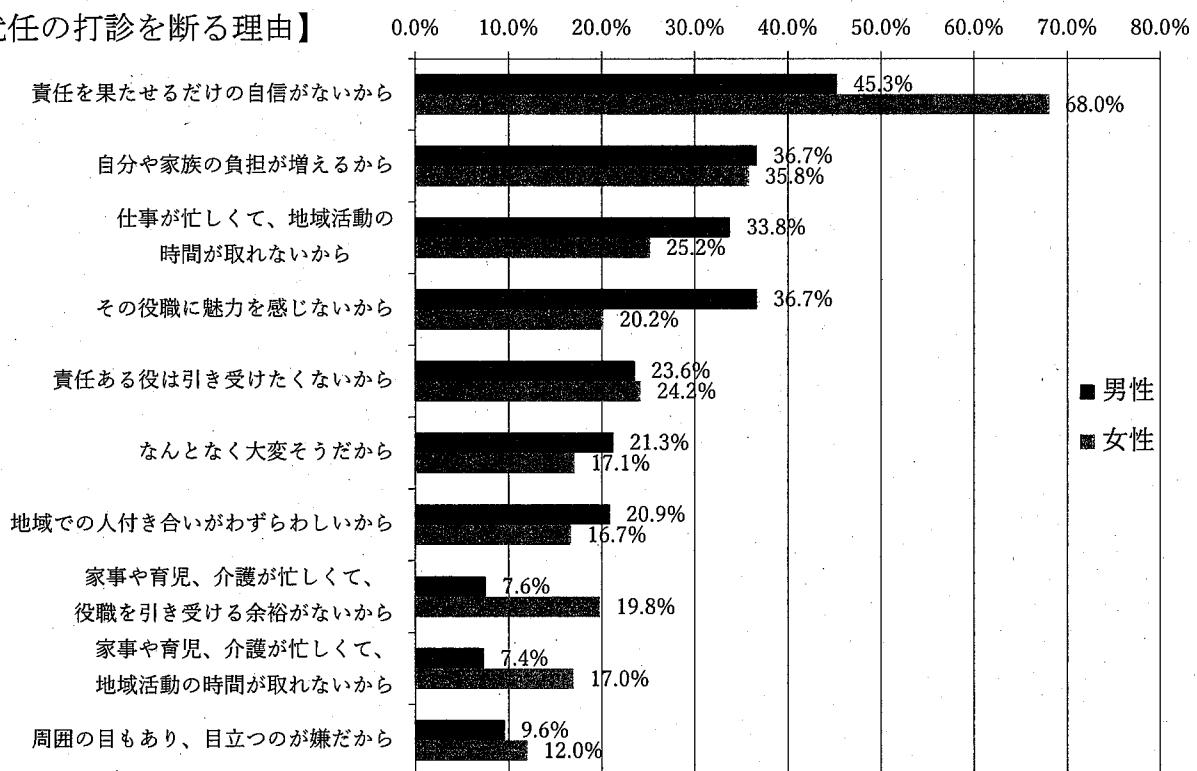
市町村審議会等に占める女性の割合について、全国よりも低い傾向が見られます。同様に、自治会長、都道府県防災会議等の女性割合も全国に比べ、低くなっています。

### 【市町村審議会・自治会長・都道府県防災会議に占める女性の割合】

		山形県	全国	全国順位
市（区）町村審議会等に占める女性の割合 ※地方自治法に基づく審議会等における登用状況、広域圏で設置している審議会等を含む (内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)	H27	22.1%	25.6%	—
	H31	22.9%	26.8%	43位
自治会長に占める女性の割合 (内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ)	H27	0.9%	4.9%	45位
	R1	1.5%	5.9%	45位
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合 (内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ)	H27	15.3%	13.2%	—
	R1	12.9%	16.0%	25位

県民意識調査では、役職（町内会等の自治会の代表、職場の管理職や役員、P T A・保護者会の役員、県や市町村の審議会等の委員、議員や自治体の首長）就任の打診があった場合の女性の対応については、いずれの役職でも「断る」との回答が「引き受ける」を大幅に上回っています。打診を断る理由としては、「責任を果たせるだけの自信がないから」が最も高く、「自分や家族の負担が増えるから」、「仕事が忙しくて、地域活動の時間が取れないから」が続くほか、男性に比べ「家事や育児、介護が忙しい」ことを理由とする割合が高くなっています。

### 【役職就任の打診を断る理由】

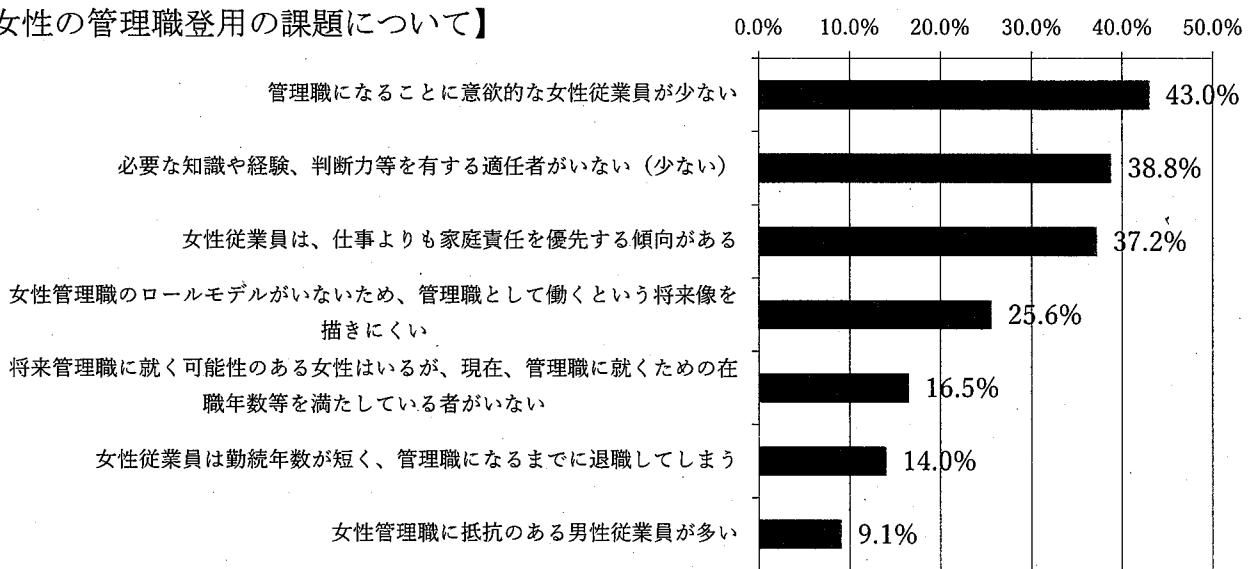


(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

### (3) 女性の管理職登用に向けた課題

企業実態調査においては、女性の管理職登用を推進する上での課題について、「管理職になることに意欲的な女性社員が少ない」が最も多く、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する適任者がいない（少ない）」、「女性従業員は、仕事よりも家庭責任を優先する傾向がある」となっています。

#### 【女性の管理職登用の課題について】



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

#### 課題

政策・方針決定過程における女性登用が十分に進んでおらず、各分野に女性の意見・考え方が反映されていない状況にあります。各分野において女性が活躍することは、地域や職場の多様性と活力を高め、産業界の発展や地域活性化の観点からも重要です。

女性の参画を拡大していくためには、女性活躍の推進に向けた組織トップ層の意識改革と女性人材の育成等が必要です。また、職場における女性の管理職登用を進めるためには、長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行の見直しを進め、男女ともに家庭責任を分担するとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等により、意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくりに向け、取組みを促進することが必要です。

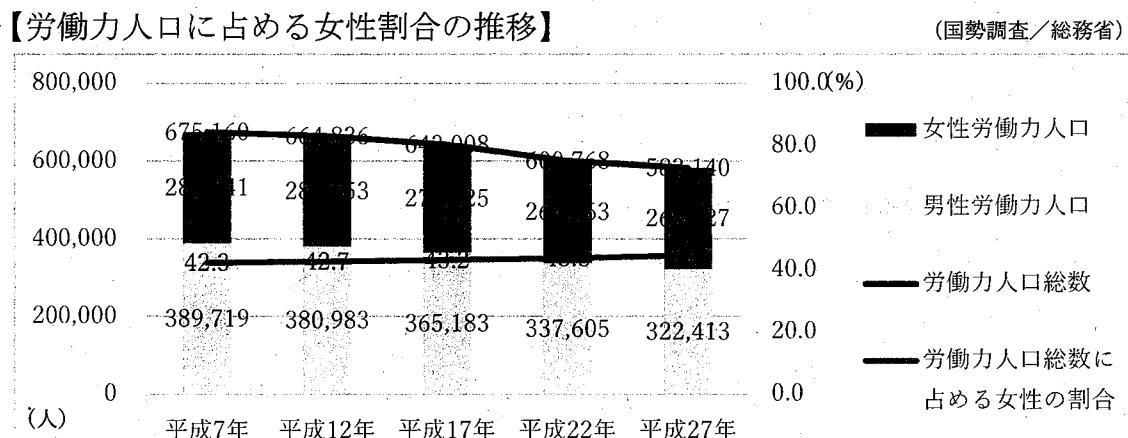
### 3 雇用等における男女の均等な機会・待遇

#### 現 状

##### (1) 労働力人口に占める女性割合、雇用形態別雇用者の割合

本県の労働力人口は、男女ともに減少が続いているものの、労働力人口に占める女性の割合は、44.7%と過去最高となっています。

「雇用者（役員を除く）」に占める「パート」や「アルバイト」などの「非正規の職員・従業員」の割合は、男性では、平成14年の13.7%から上昇を続けて平成24年には2割を超え、平成29年に下降に転じて19.7%になりました。また、女性も、41.7%から上昇を続けて平成24年には5割を超ましたが、平成29年に下降に転じて47%になりました。



##### 【男女、雇用形態別雇用者（役員を除く）数及び割合】

	実 数 (千人)			割 合 (%)		
	総数	男	女	総数	男	女
雇用者	458.8	238.4	220.4	100.0	100.0	100.0
正規の職員・従業員	308.3	191.5	116.8	67.2	80.3	53.0
非正規の職員・従業員	150.5	46.9	103.6	32.8	19.7	47.0

(平成29年就業構造基本調査から見た山形県の概況)

##### (2) 給与額の状況

本県の労働者の年齢、勤続年数、所定内労働時間、所定外労働時間は全国と同水準ですが、現金給与額は全国に比べて低くなっています。また、所定内給与額の男女間格差については、女性は男性の74.8%となっています。

【令和元年 労働者の都道府県別現金給与額等（産業計、企業規模計）】

	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 労働時間 (時)	所定外 労働時間 (時)	きまつて支給 する現金 給与額(※) (千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与 その他 特別給与額 (千円)
男性	44.3	15.1	165	1.5	304.3	272.6	749.0
女性	42.4	11.5	161	8	219.2	204.0	462.7
男女間格差 (女/男)					72.0%	74.8%	61.8%
全国(男)	43.8	13.8	162	16	374.9	338.0	1110.9
全国(女)	41.8	9.8	158	8	269.0	251.0	652.0
男女間格差 全国(女/男)					71.8%	74.3%	58.7%

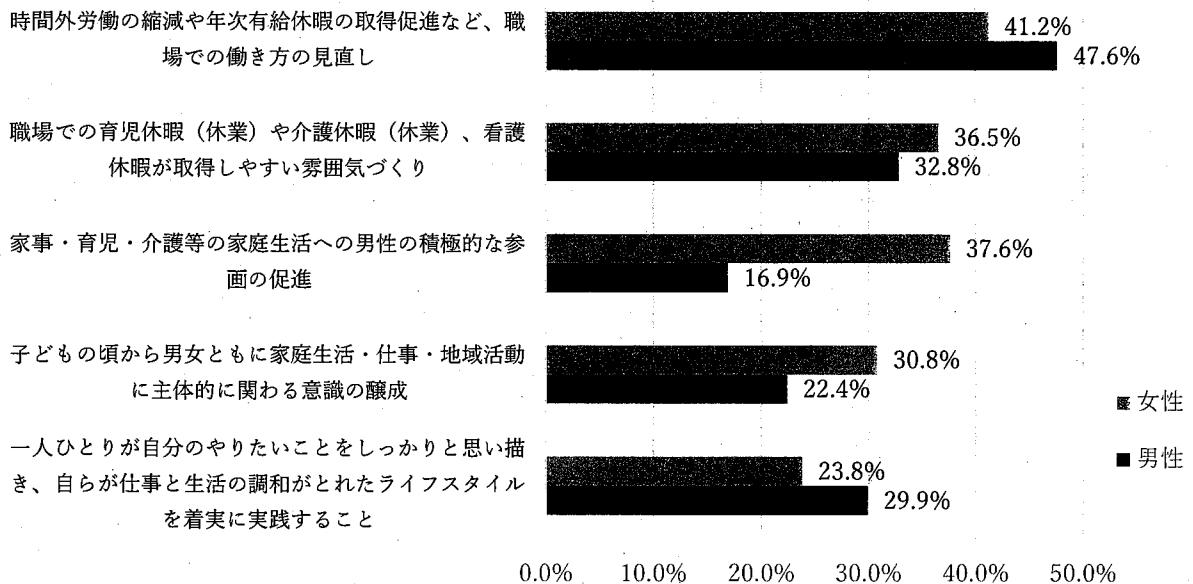
(令和元年賃金構造基本統計調査「都道府県別参考表1」／厚生労働省)

- ※ きまつて支給する現金給与額：労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって令和元年6月分として支給された現金給与額。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額。
- ※ 所定内給与額：きまつて支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。
- ※ 年間賞与その他特別給与額：1年間（原則平成30年1月から12月まで）における賞与、期末手当等特別給与額。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進に必要なことについて

生活と仕事の調和のために必要だと思うことについては、男女ともに「職場での働き方の見直し」や「休暇が取得しやすい雰囲気づくり」など、職場環境の改善に関する割合が高くなっています。女性では「家庭生活への男性の積極的な参画の促進」が高く、男性との差は20.7ポイントとなっています。

【ワーク・ライフ・バランス推進に必要なことについて】（上位5つ）



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

## 課題

労働力人口は減少が続いている一方で、労働力人口に占める女性の割合は増加しており、男性とともに女性も地域産業・経済をけん引しています。しかし、非正規雇用者が女性の雇用者の約半分を占め、賃金の男女間格差が生じています。

また、若年女性が県外に流出する一因として、賃金の低さが指摘されています。

雇用における男女の均等な機会、待遇の実現のために、女性の待遇改善を行うほか、長時間労働の是正など、働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と、男女ともにワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。

## 4 仕事と家事・育児・介護等の両立

### 現状

#### (1) 育児をしながら働く女性の割合、夫婦の共働き率

本県の育児をしながら働いている女性の割合は79.0%と、全国平均の64.2%を大きく上回り、全国で4番目に高い状態にあります。

また、夫婦の共働き率は71.2%と全国1位となっています。

- ※ 「育児をしながら働く女性の割合」の「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児（乳幼児の世話や見守りなど）をいい、孫やおい・めい、弟妹の世話などは含まない。
- ※ 「夫婦の共働き率」は、就業者である夫婦のいる一般世帯に占める夫婦共に就業者である世帯の割合としている。

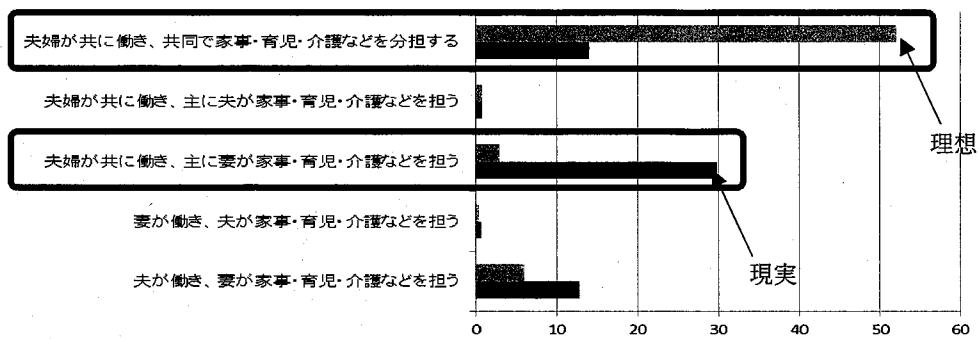
育児をしながら働く女性の割合	夫婦の共働き率
79% (全国4位)	71.2% (全国1位)
64.2% (全国平均)	57.6% (全国平均)

(H29 就業構造基本調査／総務省統計局) (H27 国勢調査／総務省)

#### (2) 夫婦の役割分担

夫婦の役割分担の「理想」とする形態で最も多かったのは、「夫婦が共に働き、共同で家事・育児・介護などを分担する」(52.0%)ですが、「現実」は14.1%にとどまっており、その差は37.9ポイントとなっています。一方、「現実」の夫婦の役割分担で最も多かったのは、「夫婦が共に働き、主に妻が家事・育児・介護などを担う」(29.9%)ですが、「理想」と回答した割合は2.9%と低くなっています。「現実」と「理想」の差が表れています。

## 【夫婦の役割分担について】



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

## (3) 1日当たりの平均所要時間

平日は、男女ともに「仕事」が最も多く、次いで女性は「家事」、男性は「余暇」となっています。休日は、女性は「家事」が最も多く、次いで「育児」となっており、男性は、「余暇」が最も多く、次いで「家事」となっています。

女性の「家事・育児」時間は、平日・休日ともに男性の約3倍となっています。

## 【1日当たりの平均所要時間について】

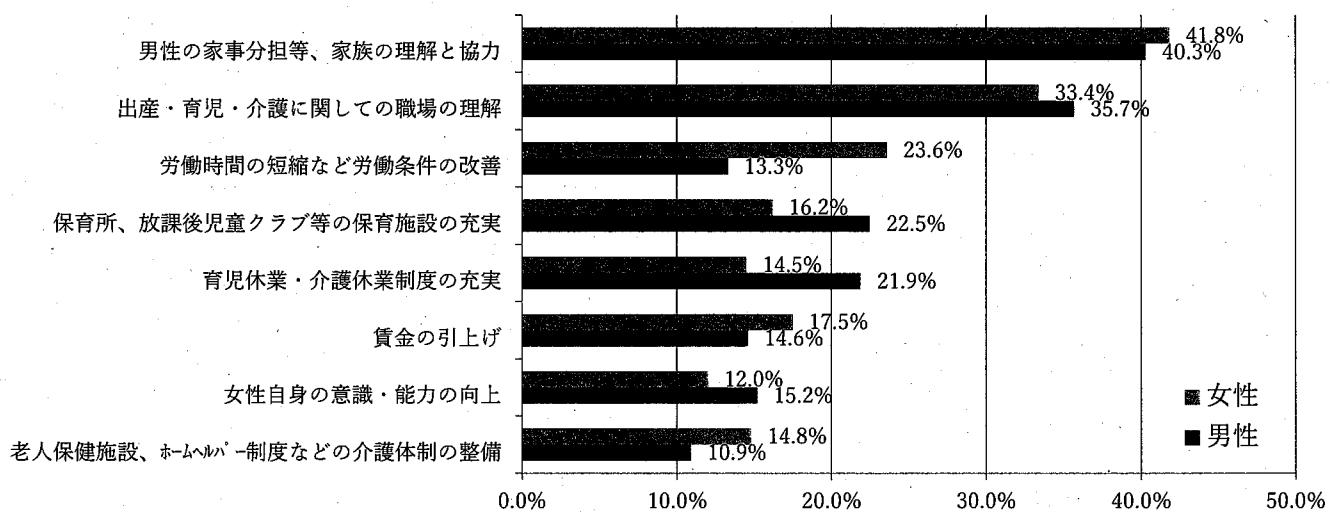
	女性		男性	
	平日	休日	平日	休日
ア. 仕事(通勤時間を含む)	N=611 400.5分	N=404 83.0分	N=518 478.0分	N=395 84.5分
イ. 家事(屋内での炊事洗濯の他、庭の草取り・除雪・車の手入れ等も含む)	N=751 201.9分	N=647 251.8分	N=533 67.0分	N=525 109.5分
ウ. 育児	N=404 100.0分	N=369 197.6分	N=353 18.2分	N=353 64.8分

(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

## (4) 女性が働き続けるために必要なことについて

男女ともに上位から「男性の家事分担等、家族の理解と協力」と「出産・育児・介護に関しての職場の理解」となっています。次いで、男性は、「保育施設の充実」や「育児休業・介護休業制度の充実」となっているのに対し、女性は「労働条件の改善」や「賃金の引き上げ」となっています。

## 【女性が働き続けるために必要なことについて】



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

## 課題

本県の夫婦の共働き率は全国1位、育児をしながら働く女性の割合は全国4位となっているものの、1日あたりの平日の家事・育児時間は、女性が男性の約3倍と女性に負担が偏在しています。一方で、夫婦の役割分担についての「理想」は、男女共に「夫婦が共に働き、共同で家事・育児・介護を分担する」ことが最も多くなっています。

女性も男性も、理想とする暮らし方・働き方を実現するためには、男性の家庭参画を促進することに加え、男女共に仕事と家庭生活を両立できるよう環境を整備していくことが必要です。

## 5 安全安心な暮らし

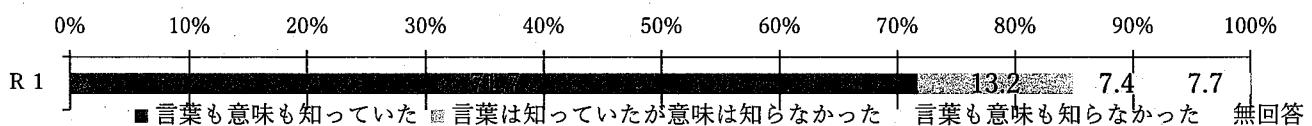
### 現状

#### (1) 「DV」及び「デートDV」の言葉の認知度及びDVを受けた時の相談先

県民意識調査では「DV（ドメスティックバイオレンス）」の認知度が84.9%、「デートDV」の認知度が67.2%となっています。

男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」が31.0%と最も高く、次いで「友人、知人」(28.6%)となっています。女性は「友人、知人」が37.3%と最も高く、次いで「家族、親戚」(33.5%)となっています。

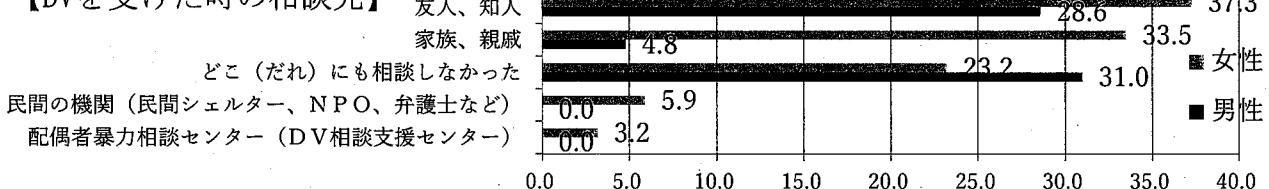
### 【DVの言葉の認知度（男女計）】



### 【デートDVの言葉の認知度（男女計）】



### 【DVを受けた時の相談先】



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

## (2) ひとり親家庭の就業状況及び世帯の親の年間就労収入額

令和元年度ひとり親家庭実態調査によると、本県の場合、母子家庭、父子家庭ともに9割以上が就業しているものの、就労による収入が200万円未満の世帯は、母子世帯の約55%、父子世帯の約29%であり、暮らしの状況について、約8割の家庭が「苦しい」と答えています。

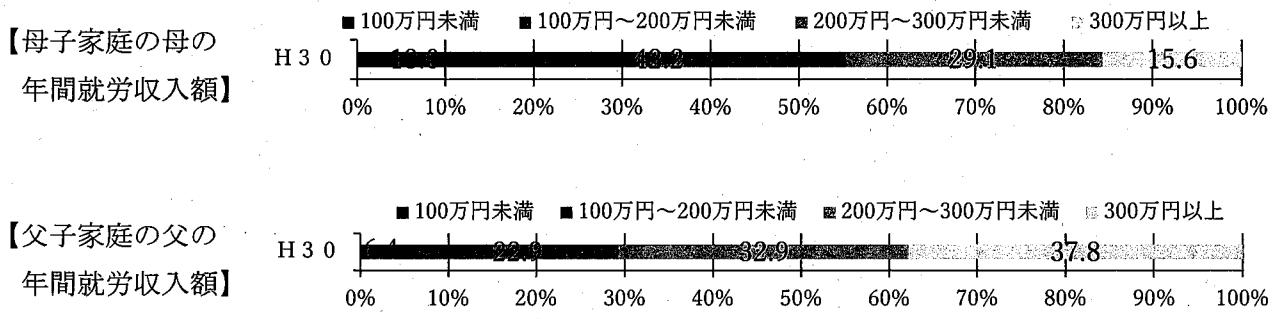
### 【ひとり親家庭の親の就業状況】 (%)

R1	母子家庭	父子家庭
就業している	93.8	94.7
就業上の地位	事業主	2.8
	常用雇用者	61.6
	臨時・パート	28.2
	派遣社員	4.3
	家族従業者	0.9
	その他	1.3

### 【ひとり親家庭の現在の暮らしの状況】 (%)

R1	母子家庭	父子家庭
大変苦しい	19.2	21.9
苦しい	33.1	27.2
やや苦しい	27.7	29.6
ふつう	16.3	17.2
ややゆとりがある	0.8	1.2
ゆとりがある	0.3	0.0
未回答・無効回答	2.5	3.0

(R1 山形県ひとり親家庭実態調査／山形県)

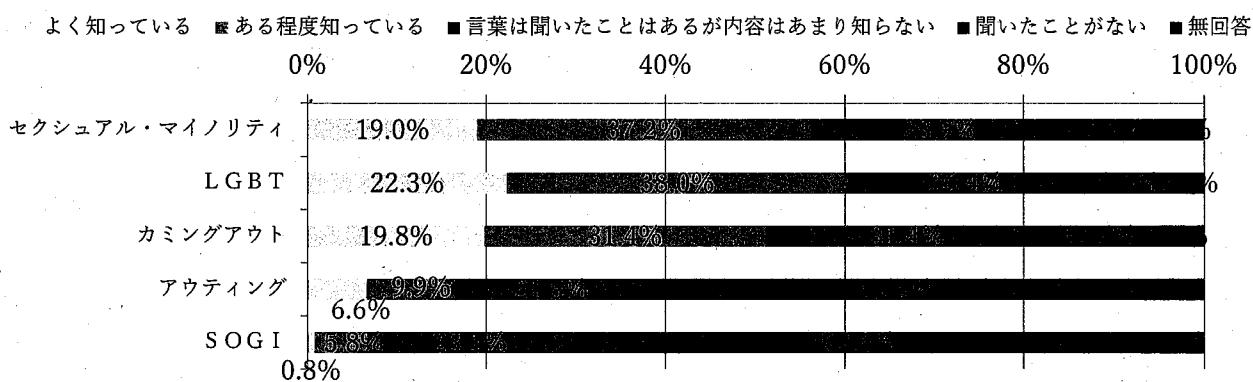


(R1 山形県ひとり親家庭実態調査／山形県)

### (3) L G B T 等に関する用語の認知度について

言葉と意味については、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた「知っている」は、「L G B T」が 60.3%で最も高く、「聞いたことがない」では、「S O G I」が 63.6%が最も高くなっています。

#### 【LTBT 等に関する用語の認知度について（男女計）】



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

- ※ セクシュアル・マイノリティ：同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなど他の多様な性自認や性的指向を持つ人
- ※ L G B T：L（レズビアン：女性の同性愛者）、G（ゲイ：男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル：両性愛者）、T（トランスジェンダー：身体的性と性自認の不一致に対する違和など）の頭文字を合わせた言葉
- ※ カミングアウト：今まで公にしていなかった自らの性的指向等を表明すること
- ※ アウティング：本人の了解を得ずに、公にしていない性的指向等の秘密を暴露すること
- ※ S O G I：性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を合わせた言葉

## 課題

DV被害を受けた際に「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合は、男女ともに多く、相談機関のさらなる周知が必要です。また、DVに関する正しい認識の浸透を図ることにより、DVの発生予防、被害者自身の早期相談、友人や家族を介した相談・通報につなげていくことが重要です。

DVは決して大人だけの問題ではなく、若年層においても交際相手からのDV、いわゆる「デートDV」が発生しています。誰もが被害者にも加害者にもならないために、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく予防啓発に取り組んでいく必要があります。

ひとり親家庭の親は、仕事と子育てなど、一人で何役もこなさなければならず、雇用や生活の面で大変不安定な状況におかれています。特に、母子家庭の母親は、結婚、出産等により就業が中断している場合も多く、自立により大きな困難が伴うことから、安心して生活できる環境づくりが大切です。

LGBT等多様な性的指向・性自認に関することへの理解促進や、ひとり親家庭や高齢、疾病、障がい等の理由で働くことができない等、様々な困難を抱える人への支援など、安心していきいきと暮らしていくよう、課題の解決に向けて、関係機関が連携して取り組む必要があります。

## 第4章 男女共同参画推進の基本的な考え方・施策体系

### 1 男女共同参画推進の基本的な考え方

社会情勢の変化に対応しながら持続可能で活力ある山形県を維持していくためには、誰もが性別にかかわりなく、その個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画及び女性活躍を推進していくことが必要です。

本計画では、女性の政策・方針決定過程への参画、雇用等における男女の均等な機会・待遇、仕事と家事・育児・介護等の両立及び安全安心な暮らし等、本県を取り巻く現状と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

計画の推進にあたっては、3つの「基本の柱」を掲げ、9つの「施策の方向」を定めるとともに、本県の喫緊の課題に対応するため、5つの重点分野を設け、取組みを強力に推進することにより、「互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会」の実現を目指します。

#### 【基本の柱】

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- II いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり
- III 安全・安心に暮らせる社会づくり

#### 目指す社会

互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会  
～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県～

### 2 基本理念

「山形県男女共同参画推進条例」第3条に掲げる5つの基本理念のもと、総合的かつ計画的な推進を図ります。

- ①男女の人権の尊重（条例第3条第1項）
- ②社会の制度や慣習の見直し（条例第3条第2項）
- ③政策や方針の立案や決定への共同参画（条例第3条第3項）
- ④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（条例第3条第4項）
- ⑤生涯にわたる健康の確保（条例第3条第5項）

### 3 施策の体系

※重点は重点分野

※は「女性活躍推進法」の推進計画

目標	基本の柱	施策の方向	主な施策
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1. 教育・メディア等を通した男女双方の意識改革、理解の促進	① 互いに尊重し合い、主体的に進路を選択できる教育・学習の推進 ② 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組みの加速化 ③ 多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進 ④ 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進	
	2. 若年女性が幸せに暮らし働き続けることができる山形県の魅力の創出・発信 <b>重点</b>	① 女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出 ② 多様な暮らし方働き方を発信 ③ ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援 ④ 若年女性の回帰のための住まい等の支援	
	3. 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進 <b>重点</b>	① 防災分野への女性の参画促進 ② 環境分野における男女共同参画の推進 ③ 科学技術・学術分野等性別に偏りのある分野への女性の参画促進 ④ 女性の起業に対する支援	
II いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	4. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 <b>重点</b>	① 管理職、役員等への女性の登用促進 ② 審議会等委員への女性の参画促進 ③ 政治分野における女性の参画促進 ④ 農林水産業等における女性リーダー等の育成 ⑤ 政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進	
	5. 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現 <b>重点</b>	① 中小企業における柔軟な働き方の導入の推進 ② 働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進 ③ 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化 ④ 関係法令の遵守と男女間格差の是正 ⑤ ハラスメント防止対策の促進	
	6. 家庭・地域における男女共同参画の推進 <b>重点</b>	① 男女共同参画に関する気運醸成及び自治会やPTA、地域づくり等、各分野におけるリーダーとしての女性の参画促進 ② 男性の家事・育児・介護への参画促進 ③ 男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充	
III 安全・安心に暮らせる社会づくり	7. 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	① 女性に対するあらゆる暴力の防止 ② D V防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進 ③ D V対応と児童虐待対応との連携強化 ④ 性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進	
	8. 生涯を通じた健康支援	① ライフステージに応じた健康の保持増進 ② 性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進 ③ 妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実	
	9. 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	① 子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実 ② 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援 ③ 多様な性的指向・性自認への理解促進	

#### 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点



平成27年の国連サミットで、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を統合的に解決していくため、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。これは、ジェンダー平等の実現や、貧困や格差の解消などの17の目標（ゴール）を設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。本計画はこのSDGsの理念と軌を一にしています。

## 第5章 基本の柱ごとの施策の方向と主な施策

### 【基本の柱】 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を維持していくためには、性別にかかわらず、個人として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、あらゆる分野で男女がともに参画していくことが必要です。

男女共同参画社会の実現を阻害している要因の一つに、固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることから、子どもの頃からの教育・学習の推進や、家庭・職場・地域における意識改革・啓発、多様なメディアにおける人権に配慮した表現を推進します。

また、若年女性の県外流出に歯止めがかかる状況を踏まえ、女性のニーズや意見を把握し、施策に反映するとともに、女性から見た本県の魅力や多様な暮らし方働き方を発信し、県内定着・回帰を促進します。

あらゆる分野で男女がともに意思決定の場に参画していくことは、多様な視点が確保されることにより、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。特に、防災分野は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であり、平常時からの取組みが重要であることから、女性の参画を促進していきます。

#### 〈施策の方向〉 1 教育・メディア等を通した男女双方の意識改革、理解の促進

##### (1) 互いに尊重し合い、主体的に進路を選択する教育・学習の推進

誰もが子どもの頃から、男女共同参画の視点に立って考え、行動できるよう、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を尊重する教育・学習を推進します。

社会人・職業人として男女が共に自立しながら個性と能力を発揮し、人生のあらゆる段階で主体的に多様な選択ができるよう、若い頃からキャリア教育・職業教育を行い、男女ともに経済的に自立していくことの重要性と長期的視点に立ったライフデザインを考える力を持つ教育を推進します。

##### 【主な取組み】

- ・ あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を各地域で実施。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 団体・グループ等が自ら企画・実施する各種講座、調査研究等の優れた企画に対して助成し、県民参加の拡大と男女共同参画を普及啓発。（若者活躍・男女共同参画課）

- ・ 「学習指導要領」や「学校教育指導の重点」等に基づき、学校教育全体を通して、男女共同参画の理解を深め、基本的人権を尊重し、男女平等の精神を身につける教育を推進。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）
- ・ 小学校から大学まで一貫したキャリア教育を展開するとともに、職場見学や職場体験等の実践を通して、児童・生徒・学生が進路選択を主体的に捉え、自らの将来を考える教育を推進。（義務教育課、高校教育課、学事文書課）
- ・ 若い世代に対し、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持つもらうため、学生向けに外部講師等によるセミナーとワークショップを開催。（子育て支援課）
- ・ 男女共同参画の視点から、生徒が将来の生き方を考える学習リーフレットを中学校へ配布し、授業での活用を推進。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 子育てや家庭教育は夫婦が協力して行うことが重要であること等を啓発するため、企業や各団体に出向いて家庭教育講座を開催。（生涯教育・学習振興課）

## (2) 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組みの加速化

家庭・職場・地域において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、男性と女性双方の意識改革を推進します。

また、職場や家庭における男女共同参画に関する悩みや問題の解決に向け、女性にも男性にも支援を実施します。

### 【主な取組み】

- ・ 男女共同参画推進員を県内各地域に配置し、町内会や企業等において出前講座等の啓発活動を実施することで地域における男女共同参画を推進。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 「男女共同参画週間（6月23日～29日）」に、県や市町村、関係機関、ボランティア・NPO団体、女性団体等が連携した普及啓発。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を各地域で実施。（再掲）（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 男性の男女共同参画への理解を深めるため、男性を対象としたセミナーの開催。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 県男女共同参画センターにおいて、男性相談員による男性相談窓口を設置し、男性が相談しやすい環境を整備。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 子育てや家庭教育は夫婦が協力して行うことが重要であることなどを啓発するため、企業等で働く男性を対象とした出前講座等による学びの場を拡充。（生涯教

#### 育・学習振興課)

- いわゆる配慮を必要とする児童生徒への対応については、情報の秘匿について十分に配慮しながらも、教員、教育委員会、医療機関等が連携し、チームで支援。(義務教育課、特別支援教育課)
  - 各県立高校における多様な性的指向・性自認にかかる生徒の個別の事案に応じ、関係機関との連携を密に行い、教育相談や組織的なサポート体制を整備。(高校教育課)
  - 県や市町村の男女共同参画センター等が実施する女性のエンパワーメント(※)講座や、女性の交流会等を通して、女性が政策・方針決定過程に参画する意欲を醸成する機会を拡大。(若者活躍・男女共同参画課)
- ※ エンパワーメント：力をつけること。過去における社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
- 女性が自分らしく、自立して生きていくうえで生じる様々な問題を一緒に考え、解決の方向を見つけるための相談事業を実施。(若者活躍・男女共同参画課)

#### (3) 多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

各種広報・メディアの影響力に鑑み、各種情報の発信者が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、アンコンシャス・バイアスにより性別による固定的な役割分担意識や性差への偏見を助長することが生じないよう男女共同参画の視点に立った広報を促すとともに、情報を受け取る側も正しく判断できるように、男女共同参画の視点の周知を促進します。

メディアや多様な分野と連携しながら男女共同参画に資するコンテンツ等の情報発信、女性の人権を尊重した表現を推進します。

県民がSNS等を含めたメディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また、適切に発信する能力を身につけるため、県民のメディア・リテラシー(※)の向上を図ります。

※ メディア・リテラシー：メディア内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力のこと。

#### 【主な取組み】

- 「男女共同参画週間」期間中に、県や市町村、関係機関、ボランティア・NPO団体、女性団体等が連携し、普及啓発。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- 男女共同参画フェスティバルを開催し、男女共同参画を進めている団体・グループの活動発表や、講演会等普及啓発事業を実施し、県民に対し啓発。(若者活躍・男女共同参画課)
- 男女共同参画をテーマとした広報誌等を作成・発行し、広く県民に向け情報発信。(若者活躍・男女共同参画課)

- ・有害図書類の指定や販売店などへの立入調査等を実施。(若者活躍・男女共同参画課)
  - ・私事性的画像記録の提供等による被害防止に関する法律(平成26年法律第126号)を適用した被疑者の検挙、被害の発生・拡大を防止するための広報を実施。(警察本部人身安全少年課)
  - ・学校のICT環境の整備を進め、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成。(義務教育課、高校教育課)
  - ・男女共同参画の視点から公的広報を行うために、ジェンダーバイアス(※)への気づきを促すための普及啓発の実施。(若者活躍・男女共同参画課)
- (※) ジェンダーバイアス：社会的・文化的な性差別あるいは性的偏見

#### (4) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進

男女共同参画に関する国や他県での施策の実施状況について情報を収集するとともに、本県の男女共同参画の現状を把握し、施策に反映させるため、定期的・継続的に調査を行います。

地域における男女共同参画に関する取組みの推進を支援するため、男女共同参画に関するデータや事例等の情報を随時収集し、広く提供します。

県民自らが実施する男女共同参画社会の形成に関する調査・研究活動を支援します。

##### 【主な取組み】

- ・男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、「山形県男女共同参画白書」として公表し、県民の男女共同参画に関する理解を促進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・団体・グループ等が自ら企画・実施する各種講座、調査研究等の優れた企画に対して助成し、県民参加の拡大と男女共同参画の普及啓発。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- ・情報交換を行う場や機器等の提供により、男女共同参画社会づくりを推進する団体・グループの活動を支援。(若者活躍・男女共同参画課)

〈施策の方向〉 2

若年女性が幸せに暮らし働き続けることができる山形県の魅力の  
創出・発信 **【重点分野】**

#### (1) 女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出

若年女性の大都市圏への転出超過を抑制するため、若年女性のニーズや意見を可視化し、女性自身も「幸せに暮らし働き続けることができる山形県づくり」に当事

者として参画できる機会を創出します。

また、進学時、就職時の県外転出など若年女性の県外流出による本県経済の活力低下について危機感を共有し、若年女性の県内就職・定着の拡大に向けた取組みを進めます。

#### 【主な取組み】

- ・ 知事が市町村に赴き、若者が力を発揮できる環境づくりや地域課題等について若者と対話を実施。(広報広聴推進課)
- ・ 若年女性のニーズや意見を可視化・発信し、性別役割分担意識の解消、各種施策への女性の声の反映や、女性の参画機会の拡大につながる取組みを展開。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 若年女性の県内就職・定着推進に向けた取組みを検討・推進するため、若年女性県内就職・定着促進協議会を開催。(商工産業政策課)

#### (2) 多様な暮らし方働き方を発信

県内女性の目標となる等身大のロールモデル(※)を提示し、多様な仕事や暮らしを発信することで本県の魅力を伝え、若年層の定着・回帰を促進します。

※ ロールモデル：将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に、具体的な行動事例として模倣・学習する対象となる人材のこと。

#### 【主な取組み】

- ・ 若手社員を対象とした、企業・業種の枠を超えた交流会を開催。(雇用対策課)
- ・ 学校における、地域の人と関わりながら地域の魅力について学ぶ機会の充実。(高校教育課)
- ・ 移住・定住のイベント等により多様な仕事や暮らし、山形の魅力を発信。(移住・定住推進課)
- ・ 若者の地域活動の総合相談窓口として若者支援コンシェルジュを配置し、若者サポーターによる若者活動の伴走型支援を行うとともに、若者活動について県内外に広く情報発信。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 県内若者の活躍や山形暮らしの魅力を「やまがた若者応援大使」から、県内外へ発信。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 多様な分野で働く女性の意識改革やモチベーション向上、及び、県内就職への意識づけを図る交流会を開催し、いきいきと活躍できる環境づくりや、女性の定着・回帰を促進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性も男性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 建設業では女性従事者が少ないことを踏まえ、建設業に興味のある女子高生等

が実際に女性技術者の働く建設現場を見学し意見交換を行う取組みを実施。(建設企画課)

- 農林水産業を起点とする新たなアグリビジネスプランの策定と実行を支援する研修等を実施することにより、経営者として活躍できる若手女性農業者の育成及び女性農業者のネットワークの強化。(農業技術環境課)

### (3) ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援

持続可能な社会の実現に向け、子育てしながら自己実現したいと思っているような方がチャレンジできるよう、新しいスタイルの働き方や、やりがいや相応の所得が得られる多様な仕事の創出、雇用によらない働き方、多様な生き方を尊重する取組みを推進します。

#### **【主な取組み】**

- 創業準備段階から経営安定まで伴走型の創業支援。セミナー等で女性の創業を促進。(中小企業振興課)
- 職場環境改善アドバイザー派遣による、多様で柔軟な働き方への助言。(雇用対策課)
- 若年女性の働く場となるデザイン業、ソフトウェア業等の誘致を強化。(工業戦略技術振興課)
- プロフェッショナル人材戦略拠点等を活用した、首都圏人材の県内での兼業・副業の促進。(中小企業振興課、移住・定住推進課)
- デジタル化や非対面ビジネスの展開に向けた取組みへの支援。(中小企業振興課)
- 多様な分野で働く女性の意識改革やモチベーション向上、及び、県内就職への意識づけを図る交流会を開催し、いきいきと活躍できる環境づくりや、女性の定着・回帰を促進。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)

### (4) 若年女性の回帰のための住まい等の支援

新型コロナウィルス感染症の影響により、テレワークの導入やオンラインの活用が進んだことなどにより、地方移住への関心が高まっていることから、移住体験の提供、住まい等の支援をすることで更なる県内回帰を促進します。

#### **【主な取組み】**

- 暮らそう山形！移住・定住促進事業の移住・定住リフォーム支援の活用により、若者や新婚・子育て世帯等の移住・定住につながる世帯向け賃貸住宅や持ち家へのリフォームを支援。(建築住宅課)
- 移住交流ポータルサイトや SNS 等による情報発信を行うとともに、首都圏での

相談機能強化、移住コーディネーターによる支援活動を行う。また、首都圏でのオール山形 UI ターンフェアを開催。併せて、県内中小企業への就業者等に対しては、移住支援金を支給。(移住・定住推進課)

- 女性も男性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。(若者活躍・男女共同参画課)
- 若者の県内回帰・定着を促進するため、奨学金の貸与を受ける大学生等が卒業後、県内に定住・就業した場合に、市町村・企業等と連携し奨学金の返還を支援。(商工産業政策課)
- 女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員転換を実施した事業者に対して支援金を支給。(雇用対策課)

〈施策の方向〉 3

## 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進

【重点分野】

### (1) 防災分野への女性の参画促進

防災に必要な対策・対応に男女共同参画の視点を取り入れ、地域の防災力の向上が図られるよう、防災分野における意思決定過程や防災活動への女性の参画を促進します。

#### 【主な取組み】

- 山形県防災会議における女性委員の登用を推進するとともに、市町村防災会議においても女性委員の登用が図られるよう市町村への働きかけを強化。(防災危機管理課)
- 各消防本部における女性消防吏員数の拡大や活躍の推進を促すとともに、市町村等が行う消防団への女性の加入促進の取組みを支援。(消防救急課)
- 男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織が行う活動への女性の積極的な参加を促す取組みを推進するよう、県民や市町村に周知啓発。(防災危機管理課、若者活躍・男女共同参画課)
- 災害時に市町村が開設する避難所において、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した管理運営が行われるよう、チラシ等で周知するとともに、女性を含めた避難所運営委員会を設けるよう、県民や市町村に啓発。(防災危機管理課、若者活躍・男女共同参画課)
- 避難所運営をはじめとする防災・減災・災害対応活動に、女性の視点が反映されるよう、地域女性の防災への意識を高めるとともに、地域防災への女性の参画の重要性を啓発。(防災危機管理課、若者活躍・男女共同参画課)

## (2) 環境分野における男女共同参画の推進

持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組みに男女共同参画の視点が反映されるよう取り組みます。

### **【主な取組み】**

- ・ 全ての世代の県民一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう、学校、家庭、地域、職場等様々な機会と場面を捉え、ライフステージを踏まえた環境教育・環境学習を推進。(環境企画課)
- ・ 気候変動問題等の環境問題の政策・方針決定過程への女性の参画拡大。(環境企画課)

## (3) 科学技術・学術分野等性別に偏りのある分野への女性の参画促進

科学技術・学術分野においては、女性研究者がその能力を十分に発揮できるよう、職場環境整備を推進するとともに、情報技術産業へ女性が参画できるよう理工系女性の人材を育成します。

医療分野においては、女性医師の確保・定着が図られるよう、出産後も働き続けることや職場復帰ができる環境整備を推進します。

建設業、運輸業等、女性の参画が十分でない分野での女性の就業及び定着を促進します。

### **【主な取組み】**

- ・ 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成。(高校教育課・学事文書課)
- ・ 産学官が一体となって県内で働く女性の活躍を推進するため、関係機関からなる協議会を設置し、女性の進出が少ない分野における先駆的事例について情報共有を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等、団体や組織、企業等における女性の活躍推進に向けた取組みを推進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性も男性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 県内で活躍するデジタルものづくり人材を育成するとともに、県内企業のAI人材活用を促進するため、やまがたAI部でAI技術の基礎を学ぶ高校生による、ものづくり企業におけるAI活用方法などを検討するワークショップ等の実施。(商工産業政策課)
- ・ ものづくり産業に対する就業・定着を促進するため、ものづくりヤマガタ情報サ

イト「Y+M」において、現在ものづくり企業で活躍する人材を広く紹介するとともに、様々な情報を発信。(雇用対策課)

- ・建設業では女性従事者が少ないことを踏まえ、建設業に興味のある女子高生等が実際に女性技術者の働く建設現場を見学し意見交換を行う取組みを実施。(再掲)(建設企画課)
- ・建設業の女性従事者の就業・定着・登用促進を図るため、競争入札参加資格審査において女性を採用した企業へ加点するなど、女性が意欲をもって活躍できる環境の整備を推進。(建設企画課)
- ・女性医師が仕事と家庭生活を両立しながら働き続けることのできる環境づくりを進めるため、女性医師の就労環境の改善に取り組む県内病院を支援するほか、女性医師支援ステーションによる専門相談窓口の設置・情報提供など総合的な支援を実施。(医療政策課)
- ・山形県医療勤務環境改善支援センターによる専門家派遣など、医療機関の勤務環境改善に向けた取組みを支援。(医療政策課)

#### (4) 女性の起業に対する支援

女性の活躍により地域経済の活性化を図るため、地域において付加価値や雇用を創出する起業、副業を支援します。

##### **【主な取組み】**

- ・県商工業振興資金融資制度における低利融資により起業を目指す女性の創業を支援。(中小企業振興課)
- ・創業準備段階から経営安定まで伴走型の創業支援。女性向けセミナー等で女性の創業を促進。(再掲)(中小企業振興課)
- ・各支援機関の講座やイベントの情報、個人・団体等の活躍好事例を県男女共同参画センターホームページに掲載することで、様々な分野でチャレンジしたい女性に対し、女性活躍に関する情報を一元的に提供。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・農林水産業を起点とする新たなアグリビジネスプランの策定と実行を支援する研修等を実施することにより、経営者として活躍できる若手女性農業者の育成及び女性農業者のネットワークの強化。(再掲)(農業技術環境課)
- ・農林水産業を起点とする農産加工や直売活動等の女性の起業活動を支援し、女性の経営参画を推進。(農業技術環境課)

## 【基本の柱】 II いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり

少子高齢化による人口減少や、価値観の多様化が進む中にあって、社会経済の変化に柔軟に対応していくためには、政策・方針決定過程への女性の参画により、多様な視点を取り入れることが重要です。

女性の参画が進んできた分野がある一方で、市町村の審議会、自治会、P T A、管理職への登用など、十分に進んでいない分野もあることから、組織トップの意識改革や女性人材の育成などにより女性の参画拡大を図っていきます。

雇用分野においては、長時間労働などの「男性中心型労働慣行」や、男女間の賃金・待遇面での格差是正に向け、働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革や待遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいきます。

また、本県は、共働きや育児をしながら働く女性が多く、女性の社会参画が進んでいる一方で、女性に家事・育児の負担が偏っています。男性の家事・育児・介護などへの参画を進めることは、男女ともに仕事と家庭生活を両立できるだけでなく、男性にとっても健康で豊かな生活のための時間が確保できる人生につながることから、男性の家庭参画を進めていきます。

### 〈施策の方向〉 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 【重点分野】

##### (1) 管理職、役員等への女性の登用促進

企業団体等において、リーダーの意識改革と女性の管理職登用が進み活躍できる環境整備を促進します。

市町村等、公的機関の女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿った積極的な取組みを促進します。

民間企業の女性職員の登用については、女性活躍推進法に基づき定める一般事業主行動計画に沿った積極的な取組みを促進するとともに、義務化されていない企業等に対しても計画策定について働きかけます。

#### 【主な取組み】

- ・ 県における女性職員の能力や適性を踏まえた積極的な登用。(人事課、企業局総務課、病院事業局県立病院課、教育庁教育政策課、教職員課、警察本部警務課)
- ・ 市町村における女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿って積極的に取り組むよう、「市町村主管課長会議」等において啓発。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性も力を十分發揮し、いきいきと暮らし、働き続けることができる山形県の実現を目指し、各界で活躍している有識者・実践者等からなる「女性活躍推進懇話会(仮称)」を設置。(若者活躍・男女共同参画課)

- ・ 「やまがたイクボス同盟」において、企業経営者向けのトップセミナーの開催や、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備に向けた意識啓発の取組みを実施。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性の活躍を推進するため、関係機関からなる「やまがた女性活躍応援連携協議会」において、先駆的事例について情報共有を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等、企業等における女性の活躍推進に向けた取組みを推進。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 県内事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、今後の労働行政運営の基礎資料とするため、県内 1,500 事業所を対象に実態調査を実施。(雇用対策課)
- ・ 女性も男性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性社員を対象としたキャリア開発に必要なビジネススキルを学ぶ講座を開催し、企業における女性の管理職登用拡大や女性のキャリアアップを支援。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性の活躍により経済社会の活性化につなげる「ウーマノミクス」を推進するため、企業に対し女性活躍は経営戦略であるとの理解を促進し、実践を促す講座を開催。(若者活躍・男女共同参画課)

## (2) 審議会等委員への女性の参画促進

女性の各種審議会等委員への積極的な登用に向けた働きかけを強化します。行事や討論会等、公的場面において、男女比率に配慮し、男女双方の視点を積極的に取り入れることを推進します。

### **【主な取組み】**

- ・ 県の審議会等における女性委員の積極的な登用について、働きかけを強化。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 県内で活躍する女性に関する情報を分野ごとに集積した女性人材のデータバンク機能を拡充し、県が設置する審議会等委員において、女性委員の積極的な登用をさらに推進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 市町村の審議会・職員等における女性の就任状況を調査・公表するとともに、市町村行政への女性の参画促進について、県と市町村の情報交換会の場等での働きかけを強化。(若者活躍・男女共同参画課)

## (3) 政治分野における女性の参画促進

地方を牽引する女性リーダーの人材養成や政治分野で活躍する女性の事例の周

知を通して、地方議会の議員及び地方公共団体の長など、政治分野における女性の参画を促進します。

#### 【主な取組み】

- ・ 政治分野における女性の就任状況を調査・公表することで、政治分野における女性の参画を促進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 県や市町村の男女共同参画センター等が実施する女性のエンパワーメント講座や、女性の交流会等を通して、女性が政策・方針決定過程へ参画する意欲を醸成する機会を拡大。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性も男性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)

#### (4) 農林水産分野等における女性リーダー等の育成

農林水産業の発展のため、経営者としての女性の農業への参画促進と農業協同組合等の委員・役員など、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。女性ならではの視点・発想による起業化を推進します。

#### 【主な取組み】

- ・ 農業協同組合における女性の運営参画について、JA グループが定める目標の達成に向けて女性の役員就任等が促進されるよう推奨。(農政企画課団体検査指導室)
- ・ 事業拡大をめざす女性起業実践者を対象とした研修会や情報交換会を開催。(農業技術環境課)
- ・ 農業者年金の加入や各資金の融資が受けられることなどを周知しながら、経営のパートナーとして女性が農業に参画できるよう、家族経営協定の締結に向けた男女の意識改革や女性の能力発揮のための環境づくりを推進。(農業技術環境課)
- ・ 農林水産業を起点とする農産加工や直売活動等の女性の起業活動を支援し、女性の経営参画を推進。(農業技術環境課)
- ・ 農林水産業を起点とする新たなアグリビジネスプランの策定と実行を支援する研修等を実施することにより、経営者として活躍できる若手女性農業者の育成及び女性農業者のネットワークの強化。(農業技術環境課、農業経営・担い手支援課)

#### (5) 政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進

県・市町村・男女共同参画センター等が連携した女性リーダーの人材育成とネットワーク形成を推進します。

### 【主な取組み】

- ・ 県における女性職員が能力を発揮し、将来にわたって活躍できるよう、キャリア意識を高め、必要な能力の向上を図る研修を実施。(人事課)
- ・ 県や市町村の男女共同参画センター等が実施する女性のエンパワーメント講座や、女性の交流会等を通じて、女性が政策・方針決定過程に参画する意欲を醸成する機会を拡大。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性が農業や農村社会で重要な役割を果たしていることを踏まえ、女性の農協役員等への登用を促進し、組織の活性化が図られるよう機運醸成。(農政企画課団体検査指導室)

〈施策の方向〉 5

雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現

【重点分野】

#### (1) 中小企業における柔軟な働き方の導入の推進

育児・介護休業や短時間勤務、短時間正社員、フレックスタイム制、テレワークなど多様な働き方を選択できる中小企業等の取組みを支援します。

### 【主な取組み】

- ・ 職場環境アドバイザー派遣による、多様で柔軟な働き方への助言。(雇用対策課)
- ・ 「やまがたイクボス同盟」において、企業経営者向けのトップセミナーの開催や、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備に向けた意識啓発の取組みを実施。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、各地域における現状や課題に応じた取組みを地域女性活躍応援事業として実施。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 企業等へのメールマガジンの配信、ホームページ「労働やまがた」等により、関係機関と連携し柔軟な働き方の普及啓発を実施。(雇用対策課)

#### (2) 働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進

長時間労働の見直し等、働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスの必要性をあらゆる業種へ浸透するため、事業主・労働者双方の意識改革と職場環境づくりを強化します。

企業等のあらゆる事業活動に女性が参画できるよう、企業等における女性を対象とした人材育成の取組みを推進するほか、職場環境づくりを推進します。

### **【主な取組み】**

- ・ 「やまがたイクボス同盟」において、企業経営者向けのトップセミナーの開催や、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備に向けた意識啓発の取組みを実施。（再掲）（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 女性の活躍を推進するため、関係機関からなる「やまがた女性活躍応援連携協議会」において、先駆的事例について情報共有を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等、企業等における女性の活躍推進に向けた取組みを推進。（再掲）（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 「男性中心型労働慣行」等の働き方からワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方へ経営者の意識の転換を促し、企業における働き方改革を進めるため、ワーク・ライフ・バランスについて、先導的な取組みを進めている企業の成功モデルを普及。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 女性も力を十分發揮し、いきいきと暮らし、働き続けることができる山形県の実現を目指し、各界で活躍している有識者・実践者等からなる「女性活躍推進懇話会（仮称）」を設置。（再掲）（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 女性の活躍により経済社会の活性化につなげる「ウーマノミクス」を推進するため、企業に対し女性活躍は経営戦略であることの理解を促進し、実践を促す講座を開催。（再掲）（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 企業等へのメールマガジンの配信、ホームページ「労働やまがた」等により、関係機関と連携し柔軟な働き方の普及啓発を実施。（雇用対策課）
- ・ 職場環境改善アドバイザー派遣による、多様で柔軟な働き方への助言。（雇用対策課）

### **(3) 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化**

結婚、出産、子育て等により離職した女性が希望に応じて再就業できるよう、マザーズジョブサポートの機能強化をはじめ、一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援を強化します。

また、研修等により、再就業を希望する方への支援を行います。

### **【主な取組み】**

- ・ マザーズジョブサポートにおける相談窓口の設置や各種セミナーの開催等により、出産や子育て等の理由で離職した女性の再就業を支援。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ マザーズジョブサポートにおいて、山形県ナースセンターや山形県福祉人材センターなどの関係機関と連携した相談対応を行うことにより、看護師や介護士、保育士等の再就業を支援。（若者活躍・男女共同参画課）
- ・ 女性医師支援ステーションによる就業情報の提供、相談、就職あっせんを実施。（医療政策課）

- ・ 看護師等免許保持者の届出制度を活用し、就業情報の提供や相談、就職あっせん、復職に向けた研修の充実により、看護師等の復職を支援。(医療政策課)
- ・ 県立職業能力開発施設（産業技術短期大学校、職業能力開発専門校）において、新規学卒者、在職者及び離転職者を対象に、企業ニーズや県民の就業ニーズに応じた職業訓練を充実。(雇用対策課)
- ・ ひとり親家庭の就業促進のため、「ひとり親家庭就業・自立支援センター」が実施する職業訓練において、託児サービスを付加することにより、子育て中でも受講しやすい環境を整備。(子ども家庭課)
- ・ ひとり親家庭に対する相談・支援の連携拠点となる「ひとり親家庭応援センター」を中心に、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の生活や養育の状況に応じた生活・子育て支援及び技能・資格取得支援に取り組み、安定した就労を促進。(子ども家庭課)

#### (4) 関係法令の遵守と男女間格差の是正

雇用の場における男女の均等な機会や待遇の確保、非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組みを促進します。

パートタイム労働者や派遣労働者の非正規雇用者をはじめ、すべての労働者に対し、適正な労働条件が確保されるよう就業環境を整備します。

女性の従事者が多い保育士や介護職等の待遇改善を推進します。

#### **【主な取組み】**

- ・ 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るため、企業等へのメールマガジンの配信、ホームページ「労働やまがた」等により、関係機関と連携し各種労働法の普及啓発を実施。(雇用対策課)
- ・ 職場環境改善アドバイザーを派遣し、関係法令順守に向けた普及啓発を実施。(雇用対策課)
- ・ 就業する際、在宅勤務や短時間勤務、起業等、働く意欲を持つ女性がそれぞれ必要とする働き方ができるよう、各種セミナーの開催や相談、情報提供等の取組みを実施。(若者活躍・男女共同参画課、医療対策課、農政企画課、農業技術環境課、中小企業振興課、雇用対策課)
- ・ 民間立保育所の保育士の待遇改善に向け、市町村や保育関係団体と連携し、人件費の加算の要件となっている研修を実施。(子育て支援課)
- ・ 放課後児童クラブの放課後児童支援員の待遇改善に向け、市町村や教育庁等と連携し、人件費の加算の要件となっている研修を実施。(子育て支援課)
- ・ 関係機関・団体と連携し、介護職の待遇改善が広く行われるような取組みを実施。(長寿社会政策課)

#### (5) ハラスメント防止対策の促進

セクシュアルハラスメントやマタニティ・ハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなど、各種ハラスメント防止に関する事業主の認識をさらに高めるとともに、労働者に対する啓発を行うことにより、防止対策の徹底を図ります。

### 【主な取組み】

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティ・ハラスメント等各種ハラスメント防止対策の促進について、関係機関と連携した普及啓発や労働相談を実施。(雇用対策課)
- ・ 地域において、各種ハラスメントについて学ぶ機会が増えるよう、男女共同参画推進員の活動の中でハラスメント防止等に必要な情報を提供。(若者活躍・男女共同参画課)

## 〈施策の方向〉 6 家庭・地域における男女共同参画の推進

### 【重点分野】

#### (1) 男女共同参画に関する気運醸成及び自治会やPTA、地域づくり等、各分野におけるリーダーとしての女性の参画の促進

性別による固定的な役割分担意識を解消し、家庭や地域などあらゆる分野で多様な人材の自主的参画を促すため、子どもから高齢者まであらゆる世代の人が男女共同参画を学び、考える機会を提供する施策を展開します。

地域で活動する女性団体及び女性リーダーのネットワーク化を推進し、ボランティアやNPO等多様な主体と連携し、地域の課題を解決する活動を促進します。

自治会・町内会、PTA活動への女性の参画や、役職就任が進むよう、各団体に働きかけるとともに、地域における出前講座の実施などにより、男女共同参画の普及啓発を促進します。

### 【主な取組み】

- ・ 県立図書館との連携を強化し、認知度を高め、子どもから高齢者まであらゆる世代が、学び、考え、交流できる場として、地域における男女共同参画の拠点である県男女共同参画センター「チェリア」の機能を強化。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 男女共同参画推進員を配置し、企業や地域において出前講座を実施するなど、県民との協働により、地域における男女共同参画を推進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 男女共同参画推進のための情報交換会の開催や広報の連携等により、市町村と県が一体となって男女共同参画社会づくりを推進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 地域で活動する団体や市町村と連携した男女共同参画社会づくりに関する普及啓発事業を実施。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 県や市町村の男女共同参画センター等が実施する女性のエンパワーメント講座修了生のネットワーク強化と主体的な活動を支援し、地域における男女共同参画を推進。(若者活躍・男女共同参画課)

- ・ チェリアにおいて、男女共同参画を推進する団体等が各地域で行う学習会やイベントの開催、ネットワークの拡大などにつながる活動を支援。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 地域で多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人又は団体及び先駆的な活動にチャレンジした個人又は団体を顕彰。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 共にいきいきと輝くことができる環境づくり事業等により、男女が地域や家庭などあらゆる場面でお互いを尊重し協力できる環境づくりを推進。(最上総合支庁)

## (2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

「男性中心型労働慣行」を背景に、仕事を中心とした生活を送る男性が多いことから、家事・育児・介護や地域活動へ参画できるよう、男性の家庭参画を促進します。併せて、女性、両親など年配者、地域等、男性を取り巻く意識改革を促す取組みを推進します。

家事・育児・介護等における様々な経験は、個人にとって有意義であるだけでなく、仕事におけるキャリア形成にとっても有効であるというプラス面について広く周知するとともに、企業経営者等への啓発を行います。

長時間労働を見直すことにより、家族と触れ合う時間を増やして、男性の家事・育児・介護への参画を促進し、家庭における男女共同参画を推進します。

### 【主な取組み】

- ・ 「やまがたイクボス同盟」において、企業経営者向けのトップセミナーの開催や、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備に向けた意識啓発の取組みを実施。(再掲)(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 男性の育児休業取得促進に係る機運醸成や意識啓発により職場環境の改善と男性の家庭参画を促進。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 父親の子育て参画を促進するため、やまがた子育て応援サイトにより情報発信。(子育て支援課、各総合支庁)
- ・ 仕事で多忙なため家庭教育に関する学習機会等に参加できない親やこれから家庭を持つ若者のために、企業等に訪問して、家庭教育に関する講座を開催。(生涯教育・学習振興課)

## (3) 男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充

子育て家庭に対する支援の充実を図り、子育ての不安感と負担感を解消し、県民みんなで子育て支援を行う取組みを拡充します。

介護が必要な人とその家族を支援する体制を整備し、介護休業制度の普及等、介護を担う労働者に対する支援制度の充実と制度の周知啓発を行います。

## 【主な取組み】

- ・ 子育て支援・少子化対策についての基本的事項を定めた「山形県子育て基本条例」の理念等を広く普及啓発。(子育て支援課)
- ・ 県民一人ひとりができることから子育てを応援する実践を拡大するため、「山形県みんなで子育て応援団」への加入を促進する等、県民総ぐるみで子育て家庭を応援。(子育て支援課)
- ・ 子育て家庭が具体的な子育て応援活動を身近に感じられるように、子育て支援団体や地域の各種団体、県・市町村が連携する、県内4地域の「地域みんなで子育て応援団」が、地域に密着したきめ細かな子育て支援を実施。(子育て支援課、各総合支庁)
- ・ 子育て家庭が身近なところで支援が受けられるよう、企業や商店などの協力を得ながら、社会全体で子育てを応援する子育て応援パスポート事業を充実。(子育て支援課)
- ・ 安心して子育てしながら働き続けることができる環境を整備するため、保育時間の延長・病気の際の預かり等、多様な保育サービスの充実や、保育従事者の資質向上に向けた研修を充実。(子育て支援課)
- ・ 子育て中の親子の交流、育児相談や指導、子育て情報の提供を行う地域子育て支援拠点事業の実施箇所数を拡充。(子育て支援課)
- ・ 男性の家事・育児への参画に向けた環境を創出するため、ウェブサイトを活用し、男性・女性・多目的トイレへのベビーシート等の設置状況を含む「子どもと一緒におでかけガイド」を幅広く情報発信。(子育て支援課)
- ・ ウェブサイトを利用し、妊娠・出産・育児に関する情報提供やメール相談等を行うことにより、妊娠婦や子育て家庭を支援。(子ども家庭課)
- ・ 妊娠・出産・子育て期への一貫した「切れ目のない支援」を行うため、市町村による総合的なワンストップ相談拠点を充実し、安心して子育てできる環境づくりを推進。(子ども家庭課)
- ・ 介護が必要な方が入所できる施設の計画的な整備を進めるとともに、居宅においても生活の質が維持できるよう、地域における包括的なケアの体制を整備し、介護者の負担を軽減。(長寿社会政策課)
- ・ 高校生が乳幼児の世話を体験する事業の支援や、子育て応援情報の発信により、若者世代の子育てへの安心感の向上。(村山総合支庁)

### 【基本の柱】 III 安全・安心に暮らせる社会づくり

DVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は、犯罪となりうる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもあります。被害者の多くが女性であることの背景には、男女の性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差、男女が置かれている状況の違いなど構造的な問題もあり、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との連携協力を強化し、被害者が安心して相談できる相談機関の周知、被害者の自立に向けた支援の充実に努めるとともに、DVを許さない社会づくりや人権尊重、DV防止の普及啓発・学校等における予防教育を強化します。

新型コロナウイルス感染症や災害等の緊急時においては、外出自粛や自由な行動の制限による、DVリスクの高まりが危惧され、加害者が自宅にいることにより被害者が相談機会を逸失しないよう、見守りを強化します。

また、男女共に様々な分野でいきいきと活躍するために、ライフステージに応じた健康の保持・増進と正しい知識の普及啓発・教育を推進します。

ひとり親家庭や高齢、疾病、障がい等の理由で働くことができない等、生活上の困難に直面する女性等への支援については、相談や見守りなど様々な機会を通して必要な支援につなげていきます。

#### 〈施策の方向〉 7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶

##### (1) 女性に対するあらゆる暴力の防止

各種広報媒体を活用し、あらゆる年代を対象に女性の人権に関する意識啓発を行い、女性に対する暴力を許さない社会や環境づくりを推進します。

誰もが子どもの頃から、男女共同参画の視点に立って考え、行動できるよう、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習を推進します。

##### 【主な取組み】

- 児童生徒の発達段階に応じた、分かりやすい教材の開発や、医師など外部の専門家による生徒に対する指導機会の充実。(義務教育課)
- 子どもからのサインを的確に受け止めることができるようにするための教員を対象とした研修の充実。(義務教育課)
- 保護者が、子どもの発達段階に応じた性に関する教育や性被害の防止方法について学習する機会及び相談体制の充実。(義務教育課)

- ・ 「山形県DV被害者支援基本計画」に基づき、各種施策を推進。(子ども家庭課)
  - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に、県や市町村、相談機関、ボランティア・NPO団体、女性団体等が連携し、普及啓発を実施。(若者活躍・男女共同参画課)
  - ・ 性犯罪、売買春、ストーカー(※)行為等の女性への暴力に対して、犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進。(消費生活・地域安全課、県警本部警務課、人身安全少年課)
- ※ ストーカー：一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し、迷惑や被害を与える人のこと。
- ・ 被害を受けた後の刑事手続や利用できる制度などを犯罪被害者等にお知らせする「被害者の手引き」の活用を図り、犯罪被害者を支援。(県警本部警務課)
  - ・ 行政だけでは対応できない、きめ細かな犯罪被害者支援活動を行うために、民間の被害者支援団体の周知広報及び連携を強化。(消費生活・地域安全課、県警本部警務課)
  - ・ 性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援(産婦人科医療、相談、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、法的支援等)を可能な限り一か所で提供する「やまがた性暴力被害者サポートセンター(べにサポやまがた)」との連携を強化し、相談体制の整備・充実を推進。(消費生活・地域安全課、県警本部警務課)

## (2) DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進

暴力による被害者が安心して相談できるよう、プライバシーを厳守して安全を確保するとともに、被害者が気軽に相談できる相談機関の周知強化及び、被害者が新しい生活を築けるよう、自立に向けた支援を充実します。

### 【主な取組み】

- ・ 関係機関、女性団体等と連携し、DVに関する啓発用リーフレット等の配布や、出前講座等の学びの場の提供により、あらゆる世代に対するDV・デートDV防止の普及啓発を強化。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 若年層に向けたDVの予防教育の強化につなげるため、デートDV防止出前講座等の予防啓発を行うことができるファシリテーターを養成する研修を実施。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ DV被害者の相談・保護・自立支援が、県内のどの地域においても迅速かつ適切に行われるよう、女性相談センター及び各総合支庁に配偶者暴力相談支援センターの機能を付与し、相談支援を実施するとともに、相談機関の周知を強化。(子ども家庭課)
- ・ DVや性的被害等女性に関する犯罪が潜在化しないよう、相談者のプライバシーに配慮しつつ、電話やファクシミリ、電子メール、手紙による相談を受け付けるなど、犯罪被害者やその関係者が相談しやすい環境を整備。(県警本部人身安全少年課)

課、広報相談課)

- ・ 被害者の保護にあたり、県・市町村・警察が緊密な連携のもとに、被害者の安全が確保できる移送体制を充実するとともに、多様化する被害者の実情を踏まえ、こころのケアを含めた一時保護機能を充実。(子ども家庭課)
  - ・ DV被害者の県営住宅への入居に際し、単身の入居を可とする等、入居条件等の優遇措置により支援。(建築住宅課)
  - ・ 一時保護終了後直ちに自立することが困難な被害者への自立支援を目的に、女性の保護施設の利用促進及びステップハウス(※)の設置等民間の支援団体の育成・支援。(子ども家庭課)
- ※ ステップハウス：シェルター（被害者のための緊急一時避難所）での一時保護の後、地域での自立生活に移行する前に自立に向けた支援を受けながら生活する施設。
- ・ 最も身近な相談窓口となる市町村に対して、市町村における「DV被害者支援基本計画」の策定や、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけるとともに、連携を強化し、切れ目ない支援の実施。(子ども家庭課)
  - ・ 全国共通の「DV相談ナビ」短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」やチャットやメールで相談ができる「DV相談+（プラス）」について積極的に周知。(子ども家庭課、若者活躍・男女共同参画課)
  - ・ 医師会等が参加メンバーとなるDV被害者支援機関連絡会議を開催し、関係機関へ周知・啓発等を実施し、早期発見・通報の連携体制を強化。(子ども家庭課)
  - ・ 被害者一人ひとりの安心を考えたきめ細かな支援を実現するため、県・市町村・警察・関係機関・N P O等民間支援団体等において緊密な協力・連携体制の構築。(子ども家庭課)

### (3) DV対応と児童虐待対応との連携強化

DV対応機関と虐待対応機関の連携強化による切れ目のない総合的な相談支援を実施します。

#### 【主な取組み】

- ・ 福祉相談センターが女性相談センターと中央児童相談所の機能を有していることから、有機的に連携することでDV及び児童虐待への対応を強化。(子ども家庭課)
- ・ 全ての市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会議に女性相談員等が参画するよう市町村を支援し、DV対応と児童虐待対応の連携強化を実施。(子ども家庭課)

### (4) 性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進

性犯罪・性暴力被害の防止施策の充実と相談体制の整備を図るとともに、ストーカー事案においては被害者等の安全確保を最優先とした体制整備を構築します。

### 【主な取組み】

- 性犯罪被害を抑止するため、女性に対する防犯指導や各種自主防犯活動の支援を推進するとともに、性犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した場合、行為者を特定し、検挙等の措置を実施。また、性犯罪被害を認知した場合、被疑者を特定し、検挙等の措置を講じるとともに、被害者の精神的被害の軽減や回復を支援。(県警本部人身安全少年課、警務課)
- 性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援(産婦人科医療、相談、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、法的支援等)を可能な限り一か所で提供。「やまがた性暴力被害者サポートセンター(べにサポやまがた)」との連携を強化し、相談体制の整備・充実。(再掲)(消費生活・地域安全課、警察本部警務課)
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」の周知。(消費生活・地域安全課)
- 配偶者等からの暴力の防止対策及びDV被害者への支援を推進するため、総合支庁と関係機関等で構成した地域DV被害者支援連絡会議を開催。(各総合支庁)
- 性的被害に関する悩みや苦しみを抱える方からの相談に応じるため、全国共通の短縮ダイヤル「性犯罪被害相談電話」#8103(通称:ハートさん)が開設されており、その周知を図るとともに、相談内容に応じて適切に対処。(警察本部広報相談課)
- ストーカー事案を認知した場合は、危険性・切迫性に応じて、行為者に対する警告や検挙を実施。(県警本部人身安全少年課)
- 被害者やその親族の安全を確保するため、緊急保護の必要がある場合には、一時的にビジネスホテルなどの宿泊施設を提供するとともに、その宿泊費用を支援。(県警本部人身安全少年課)
- 女性の被害者の安全を確保するため、必要に応じて、施設での一時保護を実施。(子ども家庭課)

### 〈施策の方向〉 8 生涯を通じた健康支援

#### (1) ライフステージに応じた健康の保持増進

ライフステージに応じた健康支援を行うとともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育や健康相談を実施するなど、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

### 【主な取組み】

- 生涯を通じた女性の健康の保持推進を図ることを目的に、各保健所に思春期から更年期の女性を対象に設置されている女性健康支援センターにおいて、健康相

談、妊娠、避妊、不妊、婦人科疾患、更年期障害などに関する相談を、関係機関との連携を図りながら推進。（子ども家庭課）

- ・ 思春期から更年期の幅広い世代の女性を対象に、それぞれの健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう各保健所において健康教育のための講演会等を開催し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を支援。（子ども家庭課）
- ・ 「生きる力」の基盤である健康を生涯にわたり維持していくため、児童生徒が健康を適切に管理できるよう、学校教育の中で、健康に関する正しい知識の普及啓発。（スポーツ保健課）
- ・ 「総合型地域スポーツクラブ」が、身近な地域で気軽にスポーツを楽しみ、健康増進ができる環境を提供できるよう、新たなクラブの設立を支援するとともに、既存クラブの活動内容の充実を支援。（スポーツ保健課）
- ・ 市町村・地域包括支援センター、介護保険事業所等と連携し、介護予防に向けた普及啓発を強化。（長寿社会政策課）
- ・ 子宮がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた普及啓発。（健康づくり推進課）
- ・ 「健康増進法」及び「やまがた受動喫煙防止条例」に基づき、受動喫煙による健康への影響や受動喫煙防止対策に関する正しい知識を普及啓発し、未来を担う子どもや妊産婦を県民みんなで受動喫煙の悪影響から保護。（健康づくり推進課）

## (2) 性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し思いやりを持つことが男女共同参画社会の形成の前提となることから、性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育を行います。

### **【主な取組み】**

- ・ 生涯を通じた女性の健康の保持推進を図ることを目的に、各保健所に思春期から更年期の女性を対象に設置されている女性健康支援センターにおいて、健康相談、妊娠、避妊、不妊、婦人科疾患、更年期障害などに関する相談を、関係機関との連携を図りながら実施。（再掲）（子ども家庭課）
- ・ インターネットや携帯電話での性情報の氾濫に対して、保護者や地域の専門機関との連携を強化し、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を充実。（スポーツ保健課）
- ・ 学校に専門医等を派遣することにより、児童生徒や保護者、教職員に対して、性に関する正しい知識を普及啓発するとともに、性に関する相談を実施。（スポーツ保健課）

## (3) 妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、周産期保健医療体制の充実を図るとと

もに、正しい知識の普及啓発や相談体制を強化します。

### 【主な取組み】

- ・ 次期「山形県周産期医療体制整備計画」を策定するとともに、総合周産期母子医療センターの運営費の助成や周産期医療従事者の技術力向上を図るため研修等を支援するなど、安心して子どもを産み育てられる環境を整備。(医療政策課)
- ・ 総合周産期母子医療センターと他の医療機関との連携を図り、運営体制を強化。(医療政策課)
- ・ ウェブサイトを利用し、妊娠・出産・育児に関する情報提供やメール相談等を行うことにより、妊娠期から子育て期における不安を抱える子育て家庭等を支援。(再掲) (子ども家庭課)
- ・ 妊娠・出産・子育て期への一貫した「切れ目のない支援」を行うため、市町村による総合的なワンストップ相談拠点を充実し、安心して子育てできる環境づくりを推進。(再掲) (子ども家庭課)
- ・ 子どもの急病時に迅速に対応できるように、夜間の電話相談や保護者を対象にした対応方法の講習会の開催やガイドブック等による普及啓発。(医療政策課)
- ・ 市町村が行う子育て支援医療給付やひとり親家庭等医療給付などの給付事業に対し補助。(子ども家庭課)
- ・ 子どもを望みながら子どもができない夫婦等に対して、不妊専門相談センターにおいて、専門医師による不妊に関する無料相談を実施。(子ども家庭課)
- ・ 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担を軽減。(子ども家庭課)
- ・ 医療保険が適用されない不育症の検査に要する費用の一部を助成し不育症患者の経済的負担の軽減を実施。(子ども家庭課)
- ・ 妊娠中及び出産後の就労に関する保護規定について、ホームページ「労働やまがた」により普及啓発を強化。(雇用対策課)
- ・ 「健康増進法」及び「やまがた受動喫煙防止条例」に基づき、受動喫煙による健康への影響や受動喫煙防止対策に関する正しい知識を普及啓発し、未来を担う子どもや妊産婦を県民みんなで受動喫煙の悪影響から保護。(再掲) (健康づくり推進課)

〈施策の方向〉⑨

生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

#### (1) 子育て中のひとり親への経済的支援、相談体制の充実

子育て中のひとり親家庭の方々が、安心して暮らすことができるよう相談体制等の充実と自立に向けた支援を行います。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもが夢と希望を持って成長することができる社会づくりに向け必要な環境整備を行います。

### 【主な取組み】

- ・ひとり親家庭の自立に向けて、ひとり親家庭自立促進計画に基づき、相談・支援の連携拠点となる「ひとり親家庭応援センター」を設置するほか、就労支援、子育て支援、生活支援、学習支援、経済的支援等を総合的に実施。(子ども家庭課)
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、経済的基盤の弱いひとり親家庭等の医療費の自己負担分に対し助成する市町村を支援。(子ども家庭課)
- ・託児サービスを付加した職業訓練の実施により、子育てをしながらの再就職を支援。(雇用対策課)
- ・ひとり親家庭の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置により支援。(建築住宅課)
- ・ひとり親家庭への一時的な家事援助・保育サービス提供のための家庭生活支援員の派遣を実施。(子ども家庭課)

### (2) 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援

貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人が、安心して暮らすことができるよう相談体制の充実等、自立に向けた支援を行います。

生活や就労等に関する相談や情報提供を多言語で対応する相談窓口の運営など、県内で生活する外国人が地域社会で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

### 【主な取組み】

- ・自立相談支援機関において、就労訓練や就労体験の機会の提供、家計管理の改善に向けた助言等、一人ひとりの相談者の状態に応じた支援を実施。(地域福祉推進課)
- ・高齢者・障がい者等の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置や保証人の代替として家賃債務保証制度の活用により支援。(建築住宅課)
- ・低額所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる「セーフティネット住宅」の登録数を確保し、住宅確保配慮者が入居できるように「セーフティネット住宅」制度を相談機関へ周知。(建築住宅課)
- ・老人クラブにおける健康づくり・介護予防、地域の支え合い活動を支援するため、活動費等を助成。(長寿社会政策課)
- ・高齢者を地域で支え合い、見守る活動を全県的に広げていくため、住民主体の多様なサービスの立上げを支援。(長寿社会政策課)
- ・介護予防に資する住民主体の通いの場の更なる拡大を図るため、その担い手の養成を支援。(長寿社会政策課)

- ・ 介護や認知症等の高齢者に係る生活上様々な困難についての相談体制を充実させるため、市町村・地域包括支援センターの機能強化を支援。(長寿社会政策課)
- ・ 障がい者等が身近な地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等の整備を推進。(障がい福祉課)
- ・ 身体上又は精神上著しい障がいを持つ者の医療を確保するため、重度心身障がい児(者)の保険診療に係る自己負担を助成。(障がい福祉課)
- ・ 障がい者等が自宅で快適に生活できるよう、また住宅介護時の家族等の負担を軽減するため、やまがたの家需要創出事業の住宅リフォーム支援の活用により、住まいのバリアフリー化を促進。(建築住宅課)
- ・ 日本語教室や日本語教室指導者の養成講座開催などを支援し、外国人が日本語を学ぶ機会を充実。(国際人材活躍支援課)
- ・ 英語、中国語、韓国語等、多言語で生活に関する情報発信を行うとともに、各種相談に対応する外国人相談窓口を運営。(国際人材活躍支援課)

### (3) 多様な性的指向・性自認への理解促進

多様な性的指向・性自認への理解促進を図るため、人権を尊重する意識を醸成する教育を推進するとともに、国や各種団体における取組みの情報収集に努め、県民に対する的確な情報提供を行います。

#### 【主な取組み】

- ・ 政府の調査研究の動向や他の都道府県、民間団体等における取組み状況等を随時情報収集するとともに、理解促進に向けた啓発や学習の機会を提供。(若者活躍・男女共同参画課)
- ・ 学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、当事者の心情や教育の中立性に配慮しながら、多様な性的指向・性自認を取り上げた人権教育等を推進。(義務教育課、高校教育課)

## 第6章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、県民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、身近な生活の場である家庭・学校・職場・地域で実践を積み重ねていくことが重要です。

また、県民の行動を促進するためには、県だけでなく、国・市町村、企業、団体等が主体的に関わり、相互に連携しながら、重層的な取組みを推進していくことが大切です。

推進にあたっては、全庁体制で取り組むとともに、市町村、企業、団体、県民と様々な機会を通して対話をしながら、より実効性のある男女共同参画の取組みを推進していきます。

### 1 推進体制の強化

#### (1) 県の推進体制の強化

##### ① 全庁体制での推進体制の強化

あらゆる分野での男女共同参画を推進するため、県の関係部局で組織する「山形県男女共同参画推進本部」において、各種施策の充実に努めるとともに、事業の進捗状況を把握し、各部局一体となって男女共同参画を推進します。

併せて、県が率先して男女共同参画の推進に取り組み、県の女性職員の能力が十分発揮されるよう、女性の登用・職域拡大を行います。また、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともにいきいきと働き、仕事と家庭や地域活動などを両立できる職場づくりを促進するとともに、男性の育児休業取得の促進など男性の家庭参画を推進します。

##### ② 男女共同参画審議会の開催

男女共同参画社会を実現するためには、県民の意見を反映し、本県の現状や県民のニーズを踏まえた施策を展開することが重要です。そのため、条例第20条に基づき、学識経験者のほか、公募による委員で構成する「山形県男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画関連施策に関する幅広い意見の反映に努めます。

##### ③ 苦情等への対応

条例第17条に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する苦情その他の意見があった場合、県関係部局と連携を図りながら、適切な処理に努めます。

#### (2) 山形県男女共同参画センターの機能強化

「山形県男女共同参画センター（愛称：チエリア）」（平成13年4月1日開館）では、県民の男女共同参画社会形成に関する多様な活動を支援する拠点として様々な事業を展開します。

##### ① 拠点施設としての機能強化

男女共同参画社会の形成を促進し、多様な活動を実践する拠点施設としての役割を担うための機能を強化します。

- ・ インターネットや広報誌等の情報媒体を活用し、男女共同参画情報等の受信・発信基地としての機能を拡充します。
- ・ 市町村・各地域の女性リーダー及び女性団体等とのネットワークづくりを行います。

- ・ 人材育成、男女共同参画に関する調査・研究の実施や学習会・研修会の開催、団体等の自主活動への支援、交流機会や情報の提供、相談の実施など、幅広く事業を展開します。
- ・ 相談については、男女共同参画に関する様々な悩みや不安と一緒に考え、解決への糸口を見つける一般相談（電話、予約面談）、男性相談窓口として男性相談員による電話相談、専門の心理カウンセラーによるこころの相談（予約面談）、弁護士による法律相談（予約面談）を実施します。

## ② 県民が利用しやすいセンターの運営

職業の有無や世代を問わず、多くの人に利用してもらえるよう、時代に合わせた新たなニーズを把握し、利用者へのサービスの向上に努め、市町村や団体等と連携しながら、魅力的な施設運営に努めます。

## （3）山形県男女共同参画推進員

山形県男女共同参画推進員（平成29年1月～）を県内各地域に配置し、地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、各地域の実情や特性を踏まえて普及・啓発を行います。推進員研修の実施や各種情報を提供することにより、県及び市町村が行う男女共同参画施策の推進への支援・協力、その他男女共同参画を推進するために必要な活動を各種関係団体等と連携を図りながら行います。

## 2 市町村との連携強化

県民一人ひとりが男女共同参画を理解し、生活に密着したところから実践できるよう、住民にとって身近な行政である市町村との連携を強化し、男女共同参画に関する情報を広く発信するとともに、地域における男女共同参画を促進します。

### （1）市町村との情報の共有化

男女共同参画に関するデータや事例、国や県などの男女共同参画施策などに関する情報を、市町村に対して積極的に提供し、情報の共有化を図ります。また、「市町村主管課長会議」や「担当者会議」などを開催するほか、適時、情報交換を行う機会の拡充に努めます。

### （2）市町村への働きかけの強化

市町村の実情を踏まえた男女共同参画計画の策定・改訂を働きかけるとともに、県内市町村の取組み状況等の情報提供や策定例を提示することなどにより、計画の策定・改訂を支援します。

また、審議会等への女性委員の就任や、女性職員の役職・管理職への登用の促進を働きかけます。

さらに、女性活躍推進法第15条に基づき策定された市町村の「特定事業主行動計画」に基づき、女性の活躍推進に向けた取組みの着実な実行について働きかけます。

あわせて市町村長をはじめ、幹部職員が、男女共同参画社会づくりの重要性についての理解を共有していただけるよう働きかけます。

### **3 労使、国・県・市町村間の連携の強化**

#### **(1) 「ワーク・ライフ・バランス推進協定」に基づく連携の強化**

平成 21 年 12 月に締結した「ワーク・ライフ・バランス推進協定」に基づき、労使・国・県・市町村の連携を強化し、それぞれの役割に沿った取組みを展開します。

#### **(2) 女性活躍推進法第 23 条に基づく「女性活躍応援連携協議会」の設置・開催**

女性の活躍促進については、行政も民間も一体となって取り組むことが重要です。このため、国・県・市町村のほか、幅広い分野の関係機関からなる協議会を設置し、先駆的取組み等について情報を共有するとともに、効果的な取組みなどについて協議し、あらゆる分野における女性の活躍に向けた取組みを推進します。

#### **(3) 山形県と山形労働局による「一体的実施事業」運営協議会の設置・開催**

若年者、生活困窮者、震災避難者及び女性の就業生活支援に迅速かつ適切に対応するため、山形県と山形労働局の各施設が一体的な運営に取り組むことで機能強化を図り、求職者の利便性向上並びにサービスの向上を推進します。

### **4 企業等との連携**

企業等と連携・協力して、長時間労働の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進するなど、働きやすい職場環境を整備します。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務化されていない 300 人以下の企業（※）に対しても計画策定について働きかけ、女性の積極採用や人材育成、管理職への登用、男性の家庭参画など、企業における女性の活躍を推進します。

※ 令和 4 年 4 月 1 日から、義務の対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大

### **5 NPO や女性団体との連携**

地域課題が多様化する中、行政だけでは十分対応できない課題に対応するため、様々な分野で活躍している NPO や女性団体と連携した取組みを推進します。

### **6 県民との対話・連携**

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画を自らのこととして考え、「男性だから、女性だから」ということではなく、一人の人間として、生活の身近なところから、実践・行動を積み重ねていくことができるよう、県民との対話を重視し、様々な課題を把握しながら、男女共同参画施策を積極的に展開します。

## 第7章 数値目標

### 1. 数値目標の考え方

男女共同参画社会の実現のためには、本計画に基づき、各種施策を重層的に展開していくことが必要です。本計画における施策の推進状況と成果を適切に把握するため、施策の方向ごとに重点化を図りながら目標値を設定し、達成状況を数値化して把握します。

### 2. 数値目標

**基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり**

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
			年度等	数値	年度	数値
・「夫は働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「反対」又は「どちらかと言えば反対」と答える割合	若者活躍・男女共同参画課	%	R1	52.2	R7	60.0
・県男女共同参画センター利用者の男性の利用割合	若者活躍・男女共同参画課	%	R2.3	33.1	R7	35.0
保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数 ※県生涯教育・学習振興課作成資料	生涯教育・学習振興課	回	R1	95	R6	150
本県独自教材を活用した授業を実施した県立高等学校の割合	高校教育課	%	R1	85.0	R6	100.0
・「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)	若者活躍・男女共同参画課	人	R1	163	R7	235
・マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	若者活躍・男女共同参画課	件	R2.3	1,122	R7	2,850
・女性委員が登用されている市町村防災会議の組織割合	防災危機管理課	%	R1	73.5	R7	100.0
・「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)(再掲)	若者活躍・男女共同参画課	人	R1	163	R7	235
・県の支援による創業件数	中小企業振興課	件	R1	70	R6	70

**基本の柱Ⅱ いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり**

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		新目標値	
			年度等	数値	年度	数値
・県における女性管理職割合(課長相当職以上)	人事課	%	R2.4	15.2		検討中
・市町村における女性管理職割合(課長相当職以上)	若者活躍・男女共同参画課	%	R2.4	15.9	R7	21.0
・企業における女性管理職割合(課長相当職以上)	若者活躍・男女共同参画課	%	R1.8	14.6	R7	21.0
・県の審議会等委員に占める女性委員の割合	若者活躍・男女共同参画課	%	H31.3	51.7	R7	50%程度を維持
・市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	若者活躍・男女共同参画課	%	H31.3	22.9	R7	30.0
・女性農業者によるビジネスプラン策定件数	農業技術環境課	件	R2	76	R6	108
・家族経営協定締結農家数	農業技術環境課	件	R1	1,018	R6	1,043
・男女共同参画センターエンパワーメントセミナー「チェリア塾」の修了生総数	若者活躍・男女共同参画課	人	R1	431	R7	610
・企業における男性の育児休業取得率	若者活躍・男女共同参画課 雇用対策課	%	R1	6.7	R7	15.0
・県における男性の育児休業取得率	人事課	%	R1	16.7	R7	検討中
・市町村における男性の育児休業取得率	若者活躍・男女共同参画課	%	R1	12.1	R7	30.0
・ワーク・ライフ・バランスの内容の認知度	若者活躍・男女共同参画課	%	R1	54.7	R7	70.0
・マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	若者活躍・男女共同参画課	件	R2.3	1,122	R7	2,850

・男女共同参画推進員による活動回数(延べ)	若者活躍・ 男女共同参画課	回	R1.12	764	R7	2,300
・やまがたイクボス同盟加盟組織数	若者活躍・ 男女共同参画課	社	R2.2	473	R7	680
保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数(両掲) ※県生涯教育・学習振興課作成資料	生涯教育・学習振興課	回	R1	95	R6	150
・保育所人所待機児童数	子育て支援課	人	R2.4	0	R6	0
・やまがた子育て応援バースポーツ協賛店舗数(累計)	子育て支援課	店舗	R3.1	4,820	R6	5,253

### 基本の柱III 安全・安心に暮らせる社会づくり

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		新目標値	
			年度等	数値	年度	数値
・市町村におけるDV被害者支援の基本計画の策定率	子ども家庭課 若者活躍・ 男女共同参画課	%	R2	45.7	R7	100
・DVの内容の認知度	若者活躍・ 男女共同参画課	%	R1	71.7	R7	100
・女性(20歳以上)の子宮がん健診の受診率	健康づくり推進課	%	H28	46.3	R4	60
・女性(40歳以上)の乳がん健診の受診率	健康づくり推進課	%	H28	46.8	R4	60
・産後ケア事業を実施する市町村数	子ども家庭課	市町村	H30	11	R7	35
・ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業実績(累計)	子ども家庭課	件	H30	51	R6	280
・ひとり親家庭応援センターの認知度	子ども家庭課	%			R6	100

### 3 計画の進捗状況の管理

山形県男女共同参画審議会及び山形県男女共同参画推進本部会議において、毎年、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を把握・点検し、計画を着実に推進します。また、取組み状況については、「山形県男女共同参画白書」を作成し、公表します。